

参考資料
(土木工事の技術基準)

平成22年7月

宮崎県県土整備部

目 次

- 1 宮崎県工事請負契約約款
- 2 宮崎県工事請負契約約款運用基準
- 3 宮崎県工事成績評定要領
- 4 宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱
- 5 土木工事用骨材の規格試験実施要領
- 6 生アス取扱要領
- 7 建設工事における建設副産物適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針
- 8 建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領
- 9 再生資源の利用基準
- 10 再生骨材の規格試験実施要領

宮崎県工事請負契約約款

(総則)

- 第一条** 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第二条** 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

- 第三条** 乙は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、特に契約で定めた場合は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を前項の工程表に添えて提出しなければならない。
 - 3 第一項の工程表及び内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第四条** 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第四項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。

3 第一項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第五条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十七条第三項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第六条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知等）

第七条 乙は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定したときは、直ちに、甲に対して当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

2 乙は、前項の下請負人を宮崎県内に主たる事務所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（建設資材を県外から購入する場合の通知等）

第七条の二 乙は、工事に係る建設資材（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第一項に規定する建設資材をいう。以下同じ。）を購入する場合において、宮崎県内に営業所を有しない者を契約の相手方としたときは、直ちに、甲に対して当該契約の相手方の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

2 乙は、建設資材を購入する場合においては、当該購入の相手方を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（特許権等の使用）

第八条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第九条 甲は、監督員を置いたときは、その職名及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承

諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 甲は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第十条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 [] 主任技術者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第一項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は [] 監理技術者（建設業法第二十六条第二項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知、同条第四項の請求、同条第五項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第十一条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第十二条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第十四条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前二項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第十五条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適當できないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した上で、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第十六条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第十七条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第十八条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工場現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いなしに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第十九条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくはは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による工期の延長）

第二十一条 乙は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した上で、甲に工期の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による工期の短縮等）

第二十二条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求

することができる。

- 2 甲は、この約款の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第二十一条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日)から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 甲又は乙は、工期内でこの契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第一項中「この契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第五項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協

議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第二十六条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第五十条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第五十条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第三項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより算定する。
- 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 甲は、第八条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、前条又は第三十三条の規定により費用を負担すべき場合又は請負代金額を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、負担額又は請負代金額の増額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が費用の負担すべき事由又は請負代金額の増額すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内の乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第三十二条 乙は、前条第二項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第二項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超え

るときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第三十三条 甲は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第三十四条 乙は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、請負代金額が百万円未満の工事については、請求できない。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、第一項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を乙に通知しなければならない。

5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、十分の六）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、十分の六）を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から三十日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

8 甲は、乙が第六項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年三・三パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第三十五条 乙は、前条第五項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第三十六条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事

において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第三十七条 乙は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（製造工場等にある工場製品を含み、第十三条第二項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中三回（中間前払金を請求する場合にあつては、二回）を超えることができない。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料（製造工場等にある工場製品を含む。）の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第三項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第一項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から十日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × { 9/10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

- 7 第五項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第三十八条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十一条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十二条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第三十二条第一項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第三十二条第一項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × { 1 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

(債務負担行為に係る契約の特則)

第三十九条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
----	---

年度 円
年度 円

- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第一項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前払の特則)

第四十条 債務負担行為に係る契約の前払については、第三十四条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第三十四条及び第三十五条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第三十七条第一項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第三十四条第一項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 3 第一項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第一項の規定による読替え後の第三十四条第一項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

- 4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第一項の規定による読替え後の第三十四条第一項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

- 5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第三十五条第三項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第四十一条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第三十七条第六項及び第七項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。ただし、各会計年度において中間前払金の支払があつた場合は、当該年度の回数を一回減じるものとする。

年度 回
年度 回
年度 回

(第三者による代理受領)

第四十二条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とするこ

とができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十七条の規定に基づき支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第四十三条 乙は、甲が第三十四条、第三十七条又は第三十八条において準用される第三十二条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した上で、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第四十四条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第三十一条第四項又は第五項（第三十八条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から二年以内（木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は、一年以内）に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は十年とする。
- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、工事目的物が第一項のかしにより滅失し、又はき損したときは、第二項に規定する期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以内に第一項に規定する権利を行使しなければならない。
- 5 第一項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第四十五条 乙の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三・三パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）で計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年三・三パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第四十六条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を

完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第四十八条第一項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第四十六条の二 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第四十九条第一項に規定する排除措置命令又は第五十条第一項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第六十六条に規定する審決(同条第三項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第七十七条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

三 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第七十七条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)が刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三若しくは第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

第四十七条 甲は、工事が完成するまでの間は、第四十六条第一項又は前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第四十八条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五(工期の十分の五が六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第四十九条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊し

て検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第一項の場合において、第三十四条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第三十七条及び第四十一条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第一項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第四十六条又は第四十六条の二の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年三・三パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十七条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第四十六条又は第四十六条の二の規定によるときは甲が定め、第四十七条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（談合その他不正行為による損害賠償の予約）

第四十九条の二 乙は、第四十六条の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の十分の二に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第一項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（火災保険等）

第五十条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第五十一条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年三・三パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき年三・三パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第五十二条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による宮崎県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項に規定する期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第五十三条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の費用)

第五十四条 契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第五十五条 この約款に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和三十九年宮崎県規則第二号）に定めるところによるものとし、約款及び宮崎県財務規則に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定める。

別記
様式第1号

工 事 請 負 契 約 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 至 年 月 日
年 月 日

印
紙

4 請負代金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

5 契約保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 契約保証金を免除する場合は、免除と記載する。

6 資材の再資源化等に関する事項

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者宮崎県と請負者 〇〇〇〇〇〇〇〇とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の宮崎県工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払の回数

(2) 特約事項

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 宮 崎 県

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

印

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所氏名を記入する。

(別紙1)

資材の再資源化等に関する事項

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	作業内容	分別解体等の方法
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

様式第1号の2

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 増減請負代金額

増額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
減額									

うち取引に係る消費税及び地方消費税額

印

紙

5 資材の再資源化等に関する事項

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

年 月 日付で契約した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事内容の変更により、上記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 宮 崎 県

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

印

(別紙2)

資材の再資源化等に関する事項

1. 分別解体等の方法 (変更後)

工程ごとの作業内容及び解体方法	作業内容	分別解体等の方法
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) (変更前) _____ 円 (税抜き)
(変更後) _____ 円 (税抜き)

(注) ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

(変更前)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(変更後)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) (変更前) _____ 円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。 (変更後) _____ 円 (税抜き)

様式第2号（約款第3条関係）

工程表

1 工事名

2 工事場所

3 工期

自 年 月 日
至 年 月 日

4 工程計画

種別	月目	月	月	月	月	月	備考

上記工事の工程計画を提出します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

発注者 殿

(注) 工程計画を別紙とする場合は、4の枠内に「別紙のとおり」と記載してください。

様式第3号（約款第7条関係）

一部下請負通知書						
工 事 名	第 号					工事
工事場所	線 川 港	郡 市	町 村	大字		
工 期	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
請負代金額	一金					円
下 請 負 の 内 訳						
建設業 許可番号	商号又は 名称	代表者 氏名	主たる営業 所の所在地	工 事 の 内 容	工事現場の 担当責任者名	下 請 負 代 金 額
<p>上記のとおり、工事の一部を第三者に請け負わせたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>発注者 殿</p>						

(注) 下請契約書、請書又は注文書等の写しを添付してください。

様式第3号の2 (約款第7条の2関係)

建設資材購入通知書			
工事名	第 号	工事	
工事場所	線川港	郡市	町村 大字
工 期	自	年	月 日
	至	年	月 日
請負代金額	一金 円		
購入資材の内訳			
購入先の商号 又は名称	購入資材名	購入金額(千円)	県外業者から購入した理由
<p>上記のとおり、県内に営業所を有しない者から資材を購入したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">請負者 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">代表者氏名 印</p> <p style="margin-top: 20px;">発注者 殿</p>			

様式第4号（約款第9条関係）

監督員選任（変更）通知書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 港 大字
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
総括監督員職氏名	(変更前) (変更後)
主任監督員職氏名	(変更前) (変更後)
<p>上記のとおり、監督員を選任（変更）したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>出先機関の長 印</p> <p>請負者 商号又は名称 代表者氏名 殿</p>	

様式第5号（約款第10条関係）

現場代理人等選任（変更）通知書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 大字 港
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
現場代理人氏名	(変更前) (変更後)
主任 技術者氏名 監理	(変更前) (変更後)
専門技術者氏名	(変更前) (変更後)
<p>上記のとおり、現場代理人等を選任（変更）したので通知します。 なお、現場代理人及び専任の主任（監理）技術者は、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する、営業所ごとに置く専任の技術者ではありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

（注）主任技術者又は監理技術者は、不要のものを抹消し、別紙略歴書を添付してください。

なお、入札参加資格確認時に「主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書」を提出している場合は、別紙略歴書は不要です。

(別紙)

監理技術者
主任技術者 略 歴 書
専門技術者

商号又は名称

請負者 代表者氏名

印

監理技術者
主任技術者 氏 名
専門技術者

生年月日

最 終 学 歴

年 月 日 _____

保有資格免許

年 月 日 _____

工 事 経 歴

(期 間)

(工事内容)

自 年 月 日

至 年 月 日 _____

(記載要領)

- 1 各技術者ごとに別葉とし、様式中不要の技術者は抹消する。
- 2 最終学歴は専攻科目まで記載する。
- 3 保有資格免許は、その名称、種別、登録番号を記載する。
- 4 工事経歴は、
 - ① 主任技術者は、主な経歴を記述する。
 - ② 監理技術者は、指導監理的経歴を記載する（下請を除く。）。
 - ③ 専門技術者は、その専門工事の経歴を記載する。

(注) 入札参加資格確認時に「主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書」を提出している場合で主任（監理）技術者を変更する際は、この略歴書でなく、同調書を添付してください。

様式第6号（約款第20条関係）

工 事 中 止 通 知 書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 港 市 村 大字
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
中止の理由	
<p>上記工事の施工を 年 月 日から 年 月 日まで 中止してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 印</p> <p>請 負 者</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者氏名 殿</p>	

様式第8号（約款第31条関係）

工事完成届	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	一金 円
完成年月日	年 月 日
<p>上記のとおり、工事が完成しましたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第10号（約款第31条関係）

工事目的物引渡申出書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 大字 港
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	一金 円
完成年月日	年 月 日
完成検査 年 月 日	年 月 日
<p>上記のとおり、工事目的物を引き渡したいので申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第11号 (約款第32条関係)

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金請求書										
請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工 事 名	第 号 工 事									
工 事 場 所	線 川 港 郡 町 大字 市 村									
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日									
完 成 年 月 日	年 月 日									
検 査 年 月 日	年 月 日									
引 渡 年 月 日	年 月 日									
請 負 代 金 額	一金 円									
内 訳	前 払 金	一金 円		部 分 払 金 受 領 済 額 内 訳						
	中 間 前 払 金	一金 円		回 数	金 額					
	部 分 払 金	一金 円		第 1 回	一金 円					
	損 害 賠 償 責 任 額	一金 円		第 2 回	一金 円					
	そ の 他 の 金 額	一金 円		第 3 回	一金 円					
	差 引 金 額	一金 円								
<p>上記工事の完成検査及び引渡しを終了しましたので、請負代金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

様式第11号の2 (約款第32条関係)

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金請求書 [債権譲渡]										
請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工 事 名	第 号 工 事									
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 港 大 字									
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日									
完 成 年 月 日	年 月 日									
検 査 年 月 日	年 月 日									
引 渡 年 月 日	年 月 日									
請 負 代 金 額	一金 円									
内 訳	前 払 金	一金 円		部 分 払 金 受 領 済 額 内 訳						
	中 間 前 払 金	一金 円		回 数	金 額					
	部 分 払 金	一金 円		第 1 回	一金 円					
	損 害 賠 償 責 任 額	一金 円		第 2 回	一金 円					
	そ の 他 の 金 額	一金 円		第 3 回	一金 円					
	差 引 金 額	一金 円								
<p>上記工事の完成検査及び引渡しを終了しましたので、請負代金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>債権譲受人 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

様式第11号の3 (約款第32条関係)

口座振替申出表示 (受任者)		口座振替申出表示 (請負者)	
金融機関名		金融機関名	
預金の種類		預金の種類	
口座番号		口座番号	
フリガナ		フリガナ	
口座名義		口座名義	
債権者番号		債権者番号	

工事請負代金請求書 [代理受領]											
請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
工 事 名	第 号 工 事										
工 事 場 所	線 郡 町 大字 川 港 市 村										
工 期	自	年	月	日	至	年	月	日			
完 成 年 月 日		年	月	日							
検 査 年 月 日		年	月	日							
引 渡 年 月 日		年	月	日							
代理受領の受任者	銀行・農協・金庫・その他										
請 負 代 金 額	一金	うち受任者受領額							一金	円	円
		請負者受領額							一金		円
内 訳	前 払 金	一金	円	部 分 払 金 受 領 済 額 内 訳							
	中 間 前 払 金	一金	円	回 数	金 額						
	部 分 払 金	一金	円	第 1 回	一金	円					
	損 害 賠 償 責 任 額	一金	円	第 2 回	一金	円					
	そ の 他 の 金 額	一金	円	第 3 回	一金	円					
	差 引 金 額	一金	円								
<p>上記工事の完成検査及び引渡しを終了しましたので、請負代金を請求します。 なお、請負代金の受領に当たっては、上記代理受領の受任者を請負者の代理人としてください。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>											

(注) 発注者が交付した請負代金等代理受領承諾申請書の写しを添付してください。

様式第12号 (約款第34条関係)

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金前金払請求書									
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工事名	第 号 工事								
工事場所	線 郡 町 川 市 村 大字 港								
工期	自 年 月 日								
	至 年 月 日								
請負代金額	一金 円								
<p>上記のとおり、前払金保証事業会社の保証証書を添えて前払金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>									

様式第12号の2 (約款第34条関係)

工事請負代金中間前金払認定請求書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
<p>上記工事について、中間前払金に係る認定を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第12号の3 (約款第34条関係)

工事請負代金中間前金払認定調書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 大字 港
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
摘 要	
<p>上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 印</p> <p>請負者 商号又は名称 代表者氏名 殿</p>	

様式第12号の4 (約款第34条関係)

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金中間前金払請求書										
請求金額	<table border="1"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
億	千	百	十	万	千	百	十	円		
工事名	第 号 工事									
工事場所	線 郡 町 川 市 村 港 大字									
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日									
請 負 代 金 額	一金 円									
<p>上記のとおり、前払金保証事業会社の保証証書を添えて中間前払金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

様式第13号（約款第37条関係）

既済部分検査請求書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
<p>上記の工事について、 年 月 日現在における既済部分検査を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第13号の2 (約款第37条関係)

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金部分払請求書										
請求金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
工事名	第 号 工事									
工事場所	線 郡 町 川 市 村 大字 港									
工期	自 年 月 日 至 年 月 日									
検査年月日	年 月 日									
請負代金額	一金 円									
前払金額	一金 円									
内 訳	請負出来高金額	一金 円				部分払金受領済額内訳				
	同上の9/10	一金 円				回数	金額			
	前払金控除額	一金 円				第1回	一金 円			
	中間前払金控除額	一金 円				第2回	一金 円			
	部分払金受領済額	一金 円				/				
	その他の控除額	一金 円								
	差引金額	一金 円								
<p>上記工事は、 年 月 日現在出来形 %に達しましたので、第 回部分払金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

様式第13号の3 (約款第37条関係)

口座振替申出表示 (受任者)		口座振替申出表示 (請負者)	
金融機関名		金融機関名	
預金の種類		預金の種類	
口座番号		口座番号	
フリガナ		フリガナ	
口座名義		口座名義	
債権者番号		債権者番号	

工事請負代金部分払請求書 [代理受領]									
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工事名	第 号 工事								
工事場所	線川港 郡市 町村 大字								
工期	自	年	月	日	至	年	月	日	
検査年月日	年 月 日								
代理受領の受任者	銀行・農協・金庫・その他								
請負代金額	一金 うち受任者受領額 一金 請負者受領額 一金 円 円								
前払金額	一金 円								
内 訳	請負出来高金額	一金	円	部分払金受領済額内訳					
	同上の9/10	一金	円	回数	金額				
	前払金控除額	一金	円	第1回	一金	円			
	中間前払金控除額	一金	円	第2回	一金	円			
	部分払金受領済額	一金	円						
	その他の控除額	一金	円						
差引金額	一金	円							
<p>上記工事は、 年 月 日現在出来形 %に達しましたので、第 回部分払金を請求します。 なお、請負代金の受領に当たっては、上記代理受領の受任者を請負者の代理人としてください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>									

(注) 発注者が交付した請負代金等代理受領承諾申請書の写しを添付してください。

様式第14号（約款第53条関係）

仲 裁 合 意 書

工 事 名 第 号 工事

工 事 場 所 線 郡 町
川 大字
港 市 村

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び請負者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 宮崎県建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 宮 崎 県

印

請負者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(別添)

宮崎県工事請負契約約款運用基準

第1 全般的事項

- 1 この約款は、宮崎県財務規則（以下「規則」という。）第105条第3項の規定に基づくものであるから、工事請負の契約は、これを基準として約定しなければならないこと。
- 2 従来どおり契約書と約款とを分離するが、契約ごとに契約書に約款を添付しなければならないこと。
- 3 この約款は、一般的な規定であるので、具体的な契約の締結に当たっては、規則に違反しない限りにおいて適宜変改を加えることは差し支えないが、その場合は、予算（工事）執行伺いに約款との相違点を明示し、変改の理由を付記すること。
- 4 契約の締結に当たっては、特に支障のない限り次のとおりとすること。
 - (1) 当初契約
工事請負契約書（別記様式第1号）によること。
 - (2) 変更契約
工事請負変更契約書（別記様式第1号の2）によること。
- 5 別記様式について必要に応じ、加除等を行った場合には、その旨を予算（工事）執行伺いにおいて明らかにすること。

第2 各条項について

- 1 第1条関係
 - (1) 第3項において、施工方法等については、原則として請負者の責任において定めることとしているので、設計図書において特別の定めをする場合は、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとする。
 - (2) 第4項の守秘義務は、公共の施設の設計・施工情報が外部に漏れた場合の安全上、警備上等の重大性を勘案の上、入札執行前の説明において趣旨の徹底を図ること。
 - (3) 第12項において、請負者が共同企業体を結成している場合には、契約担当者と請負者との間で行うすべての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととなったこと。
- 2 第3条関係
 - (1) 第1項の工程表の提出は、工程表（別記様式第2号）による。ただし、共通仕様書に定める施工計画書を契約締結後14日以内に提出した場合、工程表の提出は、共通仕様書に定める施工計画書の提出をもって代えるものとする。
 - (2) 第2項の「特に契約で定めた場合」とは、仕様書で定めた場合をいう。
なお、請負代金内訳書については、承認を要せず、発注者及び請負者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他の不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認等に当たって請負者と協議する額の算定は、工程表を参考にして設計図書の内訳により行うものとする。
- 3 第4条関係
工事完成保証人制度を廃止したことにより、原則として、契約保証金その他の金銭的保証を求めるとした。なお、具体的な取扱いについては別に定める。
- 4 第5条関係
工事請負代金に係る債権譲渡の具体的な取扱いについては、別に定める。
- 5 第7条関係

- (1) 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称及び県内に主たる営業所を有しない者を下請負人とした場合の理由等を含むものであること。
- (2) 下請負人の通知は、一部下請負通知書（別記様式第3号）によるものとし、下請契約書、請書又は注文書等の写しを添付させること。
- (3) 「その他必要な事項」のうち、一部下請負通知書（別記様式第3号）に掲げる事項以外に係る具体的な取扱いについては、別に定める。

6 第7条の2関係

- (1) 建設資材の購入の通知は、建設資材購入通知書（別記様式第3号の2）によること。
- (2) 「契約」とは、口頭による売買契約を含むものであること。
- (3) 「その他必要な事項」とは、契約の相手方（購入先）の住所、購入資材名、購入金額及び県内に営業所を有しない者から購入した理由等を含むものであること。

7 第9条関係

- (1) 請負代金額が100万円以上の契約における監督員の選任（変更）の通知は、監督員選任（変更）通知書（別記様式第4号）によること。ただし、請負代金額が100万円未満の契約においては、従来どおり、書面によらないことができるものとする。
- (2) 第2項における監督員の権限は、次のとおりである。

ア 約款の他の条項に定めるもの

- (ア) 請負者の工事関係者に関する措置請求（第12条第2項）
- (イ) 工事材料の検査（第13条第3項）
- (ウ) 工事材料の調合又は工事施工の立会い及び見本検査（第14条第4項）
- (エ) 支給材料等の検査（第15条第2項）及び支給材料又は貸与品の使用方法が明示されていない場合の指示（第15条第11項）
- (オ) 工事の施工部分が設計図書に適合しない場合の改造請求及び破壊検査（第17条）
- (カ) 条件変更に係る施工条件等の調査（第18条第2項）
- (キ) 臨機の措置に係る請負者に対する意見及び措置請求（第26条第1項及び第3項）

イ 約款に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて監督員に委任したもの

ウ 第2項各号に掲げるもの

- (ア) 設計図書に定めるところにより、契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (イ) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
 - (ウ) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- (3) 第3項において、「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について工種ごとに監督員を任命して、権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選任（変更）通知書に明示すること。

8 第10条関係

- (1) 第1項の [] の部分には、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合に「専

任の」の字句を記入するものとする。ただし、当該工事が建設業法第26条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者の〔 〕の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

- (2) 工事が建設業法第26条第2項に該当する場合には、「主任技術者」に代え「監理技術者」を適用するものであること。
- (3) 現場代理人、専任の主任技術者及び監理技術者は、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する、営業所ごとに置く専任の技術者でないこと。
- (4) 請負代金額が100万円以上の契約における現場代理人等選任（変更）通知は、現場代理人等選任（変更）通知書（別記様式第5号）によること。ただし、請負代金額が100万円未満の契約においては、従来どおり、書面によらないことができるものとする。

9 第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

10 第16条関係

- (1) 第1項は契約担当者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「乙が工事の施工上必要とする日」とは、請負者の工事の進捗状況を勘案して現実に請負者が工事を施工するため、用地を必要とする日をいう。
- (2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。
- (3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

11 第20条関係

- (1) 第1項において、「工事用地等の確保ができなため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合」とは、現実に請負者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- (2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、建設機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、建設機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するための労働者、建設機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。
- (3) 工事中止の通知は、工事中止通知書（別記様式第6号）によること。

12 第23条関係

- (1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 工期変更の協議は、工期変更協議書（別記様式第7号）によること。
- (3) 第2項の「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、請負者が工事の施工の一部中止を通知した日をいうものであること。

13 第24条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものを

いう。

- (2) 第2項の「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第3項においては、契約担当者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、請負者が工事の施工の一部中止を通知した日をいうものであること。
- (3) 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害をうけた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

14 第25条関係

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2か月以上ある場合に行うことができること。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して14日以内で契約担当者が請負者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において、請負者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- (3) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)及び(2)を準用すること。
- (4) 契約担当者は、入札執行前の説明において(1)及び(2)の事項を承知させること。
- (5) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

15 第29条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。
- (2) 1回の損害額が当初の請負代金額の1,000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用とする。
- (4) 契約担当者は、入札執行前の説明において(1)及び(2)の事項を承知させること。

16 第31条関係

- (1) 工事完成の通知は、請負代金額が100万円以上の契約においては、工事完成届（別記様式第8号）によること。
- (2) 前項の通知は、工期の最終日までに発注者に到達しなければならないこと。ただし、工期の最終日が「宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）」第2条第1項に規定する県の休日である場合は、直後の開庁日までとする。
- (3) 工事完成検査の結果通知は、請負代金額が100万円以上の契約においては、工事完成（既済部分）検査書（別記様式第9号）によること。
- (4) 工事目的物の引渡の申出は、工事目的物引渡申出書（別記様式第10号）によること。
- (5) 請負代金額が100万円未満の契約にあつては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、従来どおり、書面によらないことができるものとする。

17 第32条関係

- (1) 請負代金の支払請求は、工事請負代金請求書（別記様式第11号）によること。ただし、請負代金の債権譲渡を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金請求書〔債権譲渡〕（別記様式第11号の2）により、請負代金の受領委任を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金請求書〔代理受領〕（別記様式第11号の3）によること。
- (2) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

18 第34条関係

- (1) 前払金の支払請求は、工事請負代金前金払請求書（別記様式第12号）によるものとし、支払は、口座振替の方法に限り、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入させること。
- (2) 中間前金払の認定の請求は、工事請負代金中間前金払認定請求書（別記様式第12号の2）によるものとし、認定した場合の結果の通知は、工事請負代金中間前金払認定調書（別記様式第12号の3）によること。
- (3) 中間前金払の支払請求は、工事請負代金中間前金払請求書（別記様式第12号の4）によるものとし、支払は、口座振替の方法に限り、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入させること。
- (4) 前払金及び中間前払金の具体的な取扱いについては、別に定める。

19 第35条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

20 第37条関係

- (1) 第1項ただし書きの規定により、部分払は工期中3回（中間前払金を請求する場合にあっては2回）を限度として行うことができるとしているが、請負代金額に応じて次に定める回数を超えることができないものとする。なお、当該回数は、契約書の「出来形部分払の回数」の欄に記載すること。

ア 請負代金額 100万円以上1,000万円未満
2回（中間前払金を請求する場合は1回）

イ 請負代金額 1,000万円以上
3回（中間前払金を請求する場合は2回）

- (2) 出来型部分又は工事現場に搬入済みの工事材料（以下「既済部分」という。）の確認は、既済部分検査請求書（別記様式第13号）によること。
- (3) 既済部分の結果の通知は、工事完成（既済部分）検査書（別記様式第9号）によること。
- (4) 部分払の支払請求は、工事請負代金部分払請求書（別記様式第13号の2）によること。ただし、請負代金の代理受領を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金部分払請求書〔代理受領〕（別記様式第13号の3）によること。
- (5) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。
- (6) 中間前払金の請求は、部分払金の請求後はこれを行うことができないものとする。

21 第39条関係

- (1) 契約担当者は、入札執行前の説明において次に掲げる事項を承知させること。
 - ア 各会計年度における請負代金額の支払限度額（〇年度〇%と割合で明示すること。）
 - イ 各会計年度における請負代金額の支払の限度額及び出来高予定額は、請負者決

定後契約書を作成するまでに落札者又は随意契約の場合における契約の相手方に通知すること。

22 第40条関係

第2項は、いわゆるゼロ国債、ゼロ県債を対象とした規定であること。

23 第41条関係

(1) 第2項における部分払金の額の算出に当たっては、付録を参考とすること。

(2) 第3項の部分払金の回数の設定に当たっては、20中「請負代金額」を「支払限度額」と読み替えて準用する。

24 第42条関係

工事請負代金の第三者による代理受領の具体的な取扱いについては、別に定める。

25 第45条関係

(1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。

(2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約に定めた工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

(3) 請負者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。

26 第46条関係

発注者の解除権の具体的な取扱いについては、別に定める。

27 第49条関係

(1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。

(2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

28 第53条関係

仲裁合意書は、仲裁合意書（別記様式第14号）によること。

29 第54条関係

「契約の締結に要する費用」とは、契約書類の印刷代、浄書料、印紙代等の費用をいう。

付録（約款第41条関係）

債務負担行為に係る契約の部分払金額等の計算事例

[前提条件]

・ 請負代金額	400百万円
・ 支払限度額	初年度 198百万円 次年度 202百万円
・ 出来高予定額	初年度 220百万円 次年度 180百万円
・ 前払率	40%
・ 中間前金率	20%
・ 部分払の回数	初年度 2回、次年度 2回
・ 部分払の留保率	10%（9分金払）
・ 部分払時の出来高	初年度第1回請求時の出来高 150百万円 " 第2回 " 220百万円

※ 通常、年度の最終回の部分払請求は年度末に行われるので、第2回目の請求は年度末に行われるものとする。

翌年度第1回請求時の出来高	280百万円
" 第2回 "	360百万円

[計算方法]

◎ 初年度

○ 初年度の前払金額

$$\begin{aligned} &= \text{初年度の出来高予定額} \times 4 / 10 \\ &= 220 \times 4 / 10 \\ &= 88 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度の中間前払金額

$$\begin{aligned} &= \text{初年度の出来高予定額} \times 2 / 10 \\ &= 220 \times 2 / 10 \\ &= 44 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度第1回の部分払金額

$$\begin{aligned} &= \text{請求時の出来高の請負代金相当額} \times 9 / 10 \\ &\quad - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ &\quad - \{ \text{請求時の出来高の請負代金相当額} \\ &\quad \quad - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ &\quad \times \{ (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) \\ &\quad \quad / \text{当該会計年度出来高予定額} \} \\ &= 150 \times 9 / 10 - (0 + 0) - \{ 150 - (0 + 0) \} \times \{ (88 + 44) / 220 \} \\ &= 45 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度第2回（年度末）の部分払金額

$$\begin{aligned} &= 220 \times 9 / 10 - (0 + 45) - \{ 220 - (0 + 0) \} \times \{ (88 + 44) / 220 \} \\ &= 21 \text{百万円} \cdots \text{支払うべき部分払金額} \end{aligned}$$

・ ただし、支払限度額を超えると支払ができなくなるので、支払限度額の余裕額の確認が必要となる。

支払限度額の余裕額

$$\begin{aligned} &= \text{支払限度額} - \text{前払金額} - \text{中間前払金額} - \text{第1回部分払金額} \\ &= 198 - 88 - 44 - 45 \end{aligned}$$

=21百万円

第2回目に支払うべき部分払金額(21百万円)は、支払限度額に収まっているので、そのまま支払われることとなる。

なお、仮に支払限度額が190百万円であった場合には、支払限度額の余裕額は13百万円となり、第2回目の部分払については、13百万円しか支払うことができなくなるので、このようなことがないように、あらかじめ支払が可能な範囲内で年度末の出来高予定額を決める必要がある。

◎ 次年度

○ 次年度の前払金額

=次年度の出来高予定額×4/10
=180×4/10
=72百万円

○ 次年度の間前払金額

=次年度の出来高予定額×2/10
=180×2/10
=36百万円

○ 次年度第1回の部分払金額

=請求時の出来高の請負代金相当額×9/10
- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
- {請求時の出来高の請負代金相当額
- (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}
× {(当該会計年度前払金額+当該会計年度中間前払金額)
/当該会計年度出来高予定額}
=280×9/10-(198+0)-{280-(220+0)}×{(72+36)/180}
=18百万円

○ 次年度第2回の部分払金額

=360×9/10-(198+18)-{360-(220+0)}×{(72+36)/180}
=24百万円

○ 工事完成時の支払金額

=請負代金額-既支払額
=400-88-44-45-21-72-36-18-24
=52百万円

宮崎県工事成績評定要領

平成 20 年 4 月 1 日
環境森林部森林整備課
農政水産部農村計画課
県土整備部技術企画課

(目 的)

第 1 条 この要領は、環境森林部、農政水産部又は県土整備部の所管する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象とする工事は、原則として、1 件の当初設計金額が 250 万円以上の工事とする。

(評定者)

第 3 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に規定する者とする。

- 一 検査員 検査員とは、宮崎県工事検査取扱要領（平成 20 年 4 月 1 日定め。以下「検査要領」という。）第 2 条第 4 項に規定する検査員とする。
- 二 総括監督員 総括監督員とは、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 111 条第 1 項に規定する監督員で、工事の監督総括業務を担当し、主に請負者に対する指示、承諾又は協議の処理、関連工事の調整、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施で重要なものの処理を行うとともに、主任監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
- 三 主任監督員 主任監督員とは、財務規則第 111 条第 1 項に規定する監督員で、工事の監督業務を担当し、主に請負者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付、又は請負者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当者等への報告を行うとともに、監督業務の掌理を行う者をいう。
- 四 工事執行機関の長 工事執行機関の長とは、検査要領第 2 条第 2 項に規定する工事執行機関の長とする。

(評定の方法)

- 第 4 条** 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 工事成績の採点は、工事成績採点の配分表（別表第 1）により行うものとする。
 - 3 細目別評定点の算出は細目別評定点算出表（別表第 2）によるものとする。
 - 4 検査員は、評定の結果を、工事検査結果復命書兼工事成績評定書（別記様式第 1 号及び第 2 号）に、総括監督員及び主任監督員は工事成績評定書（別記様式第 3 号及び第 4 号）にそれぞれ記録するものとする。
 - 5 検査員は、それぞれの検査（出来形検査を除く。）時に評定を行い、総括監督員及び主任監督員は、工事完成時に評定を行うものとする。
 - 6 評定者は、請負業者が工事における「創意工夫」、「高度技術」について実施状況を提出した場合には、評定において、これも考慮するものとする。

(評価結果の提出)

第5条 検査員は、評価を行ったときは、その結果を遅滞なく工事検査結果復命書兼工事成績評価書により検査下命者及び工事執行機関の長に提出するものとする。また、総括監督員及び主任監督員は、工事成績評価書により工事執行機関の長に提出するものとする。

(総合評価)

第6条 工事執行機関の長は、各評価者の行った評価に基づき、工事成績採点の配分表により工事ごとの総合評価を行い、その結果（以下「総合評価点」という。）を工事成績評価表（別記様式第5号）に記録するものとする。

(評価結果の通知)

第7条 工事執行機関の長は、当該工事の請負者に対して、工事成績評価通知書（別記様式第6号）により、総合評価点を遅滞なく通知するものとする。

(評価の修正)

第8条 工事執行機関の長は、前条の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。ただし、知事が下命する工事にあつては、あらかじめ各部の工事成績評価に係る主管課長及び工事検査課長に承認を受けた後に、修正を行うものとする。

2 工事執行機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 工事執行機関の長は、第7条又は前条による通知を行ったときは、通知を行った月の評価結果を、別記様式第6号により、翌月にまとめて公表するものとする。

2 公表については、閲覧方式とし、閲覧は、各工事執行機関において行うものとする。

3 閲覧期間は、評価結果の通知を行った年度とその翌年度とする。

(説明請求等)

第10条 第7条又は第8条の第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、工事執行機関の長に対して、評価の内容について説明を求めることができる。

2 工事執行機関の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評価に係る説明書（別添様式第7号）により回答するものとする。ただし、工事執行機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、工事執行機関の長は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。

(工事成績評価評価委員会)

第11条 工事執行機関の長は、第8条第2項の通知及び前条第2項の回答を行うに当たり、必要に応じて意見を求めるため、環境森林部、農政水産部及び県土整備部並びに各工事執行機関内に、工事成績評価評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- 一 宮崎県環境森林部所管工事成績評価要領（昭和58年6月20日定め）
- 二 宮崎県農政水産部所管工事成績評価要領（昭和58年4月1日定め）
- 三 宮崎県県土整備部所管工事成績評価要領（昭和58年4月1日定め）

別表第1

工事成績採点の配分表

検査項目 (※1)	評定者	主任監督員					総括監督員 (総括監督員が置かれていない工 事では主任監督員)					検査員(中間・一部完成)					検査員(中間・一部完成)					検査員(完成)									
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E					
1. 施工体制	細別 I. 施工体制一般 II. 配置技術者	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10																									
2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15						+5	+2.5	0	-7.5	-15					
	II. 工程管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+11	+5.5	0	-15	-30																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5	+16	+8.0	0	-17.5	-35																				
	IV. 対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5																									
4. 創意工夫	I. 出来ばえ	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5																									
	I. 創意工夫																														
加減点合計 (1+2+3+4)																															
評定点	※2 ①						②																								
所見	※3																														
評定点計	※4																														
高度技術	※5																														
総合評定点	※6																														

工事成績採点の審査項目運用表(別紙-1)

(主任監督員用)

宮崎県

工事成績採点の考查項目運用表 様式一覧

評定者	考查項目	細別	工種	様式番号	備考	
主任監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙-1①		
		II. 配置技術者		〃		
	2. 施工状況	I. 施工管理			別紙-1②	
		II. 工程管理			〃	
		III. 安全管理			別紙-1③	
		IV. 対外関係			〃	
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			別紙-1④	
		II. 品質			別紙-1⑤-1 ⑤-2	土木工事 建築工事

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】該当する項目の□にマークを記入する。		A		B		C		D		E	
審査項目		施工体制が適切である		施工体制がほぼ適切である		他の事項に該当しない		施工体制がやや不備である		施工体制が不備である	
1. 施工体制	主任監督員	<p>1 <input type="checkbox"/> 作業分担当の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で適時的に行われている。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 検査前に、社内検査が適切に行われているか、或いは、出来高・品質・写真管理等が社内で十分チェックされている。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済(建退共)制度の主旨を理解し、証紙の購入等が行われている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 建設共制度適用事業主工事現場の標識(ステッカー)や建設業許可標識、労務保険関係の項目が、現場の見やすい場所に掲示されている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 工程表或いは請代金内訳書(特に契約で定められた場合)が契約後14日以内に提出されている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 下請通知書が提出され、内容が適正である。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 工事現場に応じた人員、機械配置の施工となっている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 施工体制全般に対して指摘事項が無かった。または、指摘事項に対して速やかに改善された。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> その他</p>									
II. 配置技術者(現場代理人等)		<p>該当項目(評価値)が90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C</p> <p>該当項目(評価値)が60%未満 D</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>									
		A		B		C		D		E	
		技術者が適切に配置されている		技術者がほぼ適切に配置されている		他の事項に該当しない		技術者の配置がやや不備である		技術者の配置が不備である	
		<p>1 <input type="checkbox"/> 現場代理人が現場に常駐しており、工事全体の把握ができている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 書類整理、資料整理が適切に行われている。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 施工に先立ち、副施工長または提案をもって工事を進めている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応している。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 作業環境、気象、海象、地質条件等の困難克服に努めている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 請負額2,500万円以上の工事において、主任技術者又は、監理技術者が専任で現場に常駐している。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 作業主任者を専任し、配置している。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> 専門技術者を専任し、配置している。</p> <p>13 <input type="checkbox"/> 港湾工事等海水作業従事者を適正に配置している。</p> <p>14 <input type="checkbox"/> 港湾工事等海上起重作業従事者等を適正に配置している。</p> <p>15 <input type="checkbox"/> 現場代理人や主任技術者等が随章を着用している。</p> <p>16 <input type="checkbox"/> 配置技術者全般に対して指摘事項が無かった。または、指摘事項に対して速やかに改善された。</p> <p>17 <input type="checkbox"/> その他</p>									
		<p>該当項目(評価値)が90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C</p> <p>該当項目(評価値)が60%未満 D</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>									
		<p>18 <input type="checkbox"/> 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>19 <input type="checkbox"/> 専門技術者が配置されていない。(左欄の評価より優先する)</p> <p>1項目でも該当あれば D</p> <p>2項目該当 E</p>									

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】該当する項目の口に ■ マークを記入する。		C		D		E	
考査項目	細別	A	B	C	D	E	主任監督員
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>施工管理が適切である</p> <p>評価対象項目</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 契約約款第18条第1項第1号から5号に係る設計図書の確認を受けて施工がなされている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場施工方法が一致している。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場の施工体制等が一致している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 設計図書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 設計図書の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 品質確保のための対策がみられる。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理が適時、的確に行われている。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 現場内での整理整頓が日常的になされている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 使用材料、機器材等の品質証明書または工事記録写真等が適切に整理されている。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> 立会確認等の手続きが事前になされている。</p> <p>13 <input type="checkbox"/> 工事記録の整備が適時、的確になされている。</p> <p>14 <input type="checkbox"/> 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。</p> <p>15 <input type="checkbox"/> 工事における使用機械として指定された、低騒音、排出ガス対策機械等を使用している。</p> <p>16 <input type="checkbox"/> 工事における申請が適切な時期に行われている。</p> <p>17 <input type="checkbox"/> 段階確認、立会申請が適切に行われている。</p> <p>18 <input type="checkbox"/> 施工管理全般に対して指摘事項が無かった。または、指摘事項に対して速やかに改善された。</p> <p>19 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>施工管理がほぼ適切である</p> <p>他の事項に該当しない</p>	<p>施工管理がやや不備である</p> <p>19 <input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改訂請求を行った。</p> <p>20 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手工前に提出されていない。</p> <p>21 <input type="checkbox"/> 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行なった。</p> <p>22 <input type="checkbox"/> 契約図書に基づき施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>23 <input type="checkbox"/> 総合評価で提案した施工計画が履行されておらず、監督員等から文書により一つの課題について改善指示を行った。</p> <p>上記該当が1つあれば・・・D 上記該当が2つあれば・・・E</p>	<p>施工管理が不備である</p> <p>24 <input type="checkbox"/> 総合評価で提案した施工計画が履行されておらず、監督員等から文書により2つ以上の課題について改善指示を行った。</p> <p>上記該当があれば・・・E</p>	<p>主任監督員</p>	
	II. 工程管理	<p>工程管理が適切である</p> <p>評価対象項目</p> <p>1 <input type="checkbox"/> フォローアップ等を実施し、工程管理を行っている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 時間制限、片側交互交通等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整(人・居・書等を含む)を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 工程表の内容が検討され、未実施している。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期内に完成した。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 工程管理全般に対して指摘事項が無かった。または、指摘事項に対して速やかに改善された。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>工程管理がほぼ適切である</p> <p>他の事項に該当しない</p>	<p>工程管理がやや不備である</p> <p>該当項目(評価値)が90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C</p> <p>該当項目(評価値)が60%未満 D</p> <p>① 当該評価対象項目のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	<p>工程管理が不備である</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(ただし、改善指示による場合を除く)</p> <p>上記該当事項があれば・・・E</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当あれば・・・D</p>		

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】該当する項目の□に ■ マークを記入する。		主任監督員			
審査項目	細別	A	B		
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策を適切に行った [評価対象項目] <input type="checkbox"/> 工事安全協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 社内ハットロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 各種安全/ハットロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 <input type="checkbox"/> 安全教育、訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施され、記録が整備され、かつ創高工夫をしている。 <input type="checkbox"/> 安全巡視、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 安全管理の臨機応変の措置を行った。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 <input type="checkbox"/> 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> 下請作業員に対する安全教育・訓練が確実に実施され、名簿及び写真等の記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 安全管理全般に対して指摘事項が無かった。または、指摘事項に対して速やかに改善された。 <input type="checkbox"/> その他()	安全対策をほぼ適切に行った C 他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった D	安全対策が不備であった E
	IV. 対外関係	対外関係が適切であった A [評価対象項目] <input type="checkbox"/> 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> 工事施工にあたり、地元(入居官署等を含む)との適切な調整を行った。 <input type="checkbox"/> 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 <input type="checkbox"/> 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 <input type="checkbox"/> 対外関係全般に対して指摘事項が無かった。または、指摘事項に対して速やかに改善された。 <input type="checkbox"/> その他()	対外関係がほぼ適切であった B 他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった D	対外関係が不備であった E
		<p>該当項目(評価値)が90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C</p> <p>該当項目(評価値)が60%未満 D</p> <p>計算の値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)を計算する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	<p>17 □ 安全対策の不備により、重大な災害や事故等があった。 上記該当事項があれば・・・E</p> <p>18 □ 安全管理に関する現場管理または防災対策が不適切であった。 上記該当があれば・・・D</p>		
		<p>8 □ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当があれば・・・E</p> <p>9 □ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。</p> <p>10 □ 関連法令に違反するおそれがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記該当が1つあれば・・・D 上記該当が2つあれば・・・E</p>			

工事成績探点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】該当する項目の口に マークを記入する。

審査項目	A			B			C			D			E		
	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない
3. 出来形 及び 出来形 I. 出来形	1 出来形管理が適切である 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内である。	2 出来形管理がほぼ適切である 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内である。	3 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、A及びBに該当しない、または、一部の項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。	4 出来形管理図または出来形管理表が不足なくまとめられ、提出されている。	5 出来形管理写真が不足なくまとめられ、提出されている。	6 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。	7 出来形が、測定項目及び規格値を満足している。	8 出来形管理の数値が現場の実測値と合致している。	9 出来形管理の測定頻度が基準を満足している。	10 出来形管理において、自社の管理基準を設定し管理している。	11 その他	12 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。または、大部分あるいは全ての項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。	13 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当が1つあれば・・・D 上記該当が2つあれば・・・E	14 契約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	15 瑕疵担保期間中に契約款第44条の瑕疵が判明した。 上記2項目のうち1項目でも該当があれば・・・E
土木工事 ①	<p>【評価対象項目】</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>														
機械設備工事 電気設備工事 ②	<p>【評価対象項目】</p> <p>1 出来形管理が適切である 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられ、確認できる。</p> <p>2 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。</p> <p>3 自社の管理基準を設定し、管理している。</p> <p>4 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>5 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。</p> <p>6 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっている。</p> <p>7 その他</p> <p>該当項目(評価値)が90%以上 A 該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が60%未満 D</p>														
建築工事 ③	<p>【評価対象項目】</p> <p>1 出来形管理が適切である 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられ、確認できる。</p> <p>2 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。</p> <p>3 自社の写真管理基準を設定し、管理している。</p> <p>4 自社の写真管理基準等を設定し、管理している。</p> <p>5 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。</p> <p>6 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。</p> <p>7 その他</p> <p>該当項目(評価値)が90%以上 A 該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が60%未満 D</p>														

工事成績採点の考査項目運用表(土木工事)

【記入方法】該当する項目の□に ■ マークを記入する。

考査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	工種		主任監督員	
	A	B	C	D
①	品質管理が適切である 「評価対象項目」	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である
	<p>1 <input type="checkbox"/> 品質管理図表が適切にまとめられており、確認できる。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 工種毎に必要な品質管理が全て行われている。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 品質が規格値を満足している。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 品質管理の測定基準(頻度)に基づいて適切に行われている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 品質管理のばらつきが規格値の概ね50%以内である。(工程能力図による管理がある場合)</p> <p>7 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>該当項目(評価値)が90%以上 A 該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が60%未満 D</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	<p>8 <input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足していないものがある。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当が1つあれば・・・ D 上記該当が2つあれば・・・ E</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 瑕疵担保期間中に契約約款第44条の瑕疵が判明した。 上記2項目のうち1項目でも該当があれば・・・ E</p>	品質管理が不備である	
②	品質管理が適切である 「評価対象項目」	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である
機械設備工事 電気設備工事	<p>1 <input type="checkbox"/> 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能、性能が成簿書等で確認でき、満足している。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>該当項目(評価値)が90%以上 A 該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が60%未満 D</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	<p>11 <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・ D</p>	<p>12 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>13 <input type="checkbox"/> 瑕疵担保期間中に契約約款第44条の瑕疵が判明した。 上記のうち1項目でも該当があれば・・・ E</p>	品質管理が不備である

工事成績採点の考査項目運用表(建築工事)

考査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【記入方法】該当する項目の□に■マークを記入する。		主任監督員		
	A	B	C	D	E
工事 建築工事 (新築) (改修) (解体) ③ II. 品質	品質管理が適切である 【評価対象項目】 【躯体工事】 1 <input type="checkbox"/> 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 2 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 3 <input type="checkbox"/> 材料の品質証明が適切である。 4 <input type="checkbox"/> 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 5 <input type="checkbox"/> 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 6 <input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適切である。 7 <input type="checkbox"/> その他() 【仕上工事】 8 <input type="checkbox"/> 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 9 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 10 <input type="checkbox"/> 材料の品質証明が適切である。 11 <input type="checkbox"/> 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 12 <input type="checkbox"/> 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 13 <input type="checkbox"/> その他() 該当項目(評価値)が90%以上 A 該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が60%未満 D	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	建築工事 (外構) ④	【評価対象項目】 【舗装工事】 1 <input type="checkbox"/> 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 2 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 3 <input type="checkbox"/> 材料の品質証明が適切である。 4 <input type="checkbox"/> 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 5 <input type="checkbox"/> 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 6 <input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適切である。 7 <input type="checkbox"/> その他() 【植栽工事】 8 <input type="checkbox"/> 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している 9 <input type="checkbox"/> 活着管理が適切に行われている 10 <input type="checkbox"/> 樹木等に破損、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている 11 <input type="checkbox"/> 樹木等に害のあるものは除去されている 12 <input type="checkbox"/> 余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている 13 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている 14 <input type="checkbox"/> その他() 該当項目(評価値)が90%以上 A 該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が60%未満 D	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である

14 監督員が文書で改善指示を行った。
 上記項目に該当があれば・・・D

15 契約款第17条2項に基づき破産検査を行った。
 16 瑕疵担保期間中に契約款第44条の瑕疵が判明した。
 上記2項目のうち1項目でも該当があれば・・・E

① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチエック(◆)し、その内該当項目は□にチエック(■)する。
 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でもC評価とする。

15 監督員が文書で改善指示を行った。
 上記項目に該当があれば・・・D

① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチエック(◆)し、その内該当項目は□にチエック(■)する。
 ② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でもC評価とする。

16 契約款第17条2項に基づき破産検査を行った。
 17 瑕疵担保期間中に契約款第44条の瑕疵が判明した。
 上記2項目のうち1項目でも該当があれば・・・E

工事成績採点表の審査項目別運用表(建築工事)

【記入方法】該当する項目の□に■マークを記入する。		A	B	C	D	E	主任監督員
審査項目	工種	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事(建築)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
II. 品質	⑤	<p>1 ◇ □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。</p> <p>2 ◇ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。</p> <p>3 ◇ □ その他()</p> <p>【施工】</p> <p>4 ◇ □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。</p> <p>5 ◇ □ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。</p> <p>6 ◇ □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。</p> <p>7 ◇ □ 機能の適切性が確認できる、試験運転等の記録が整備されている。</p> <p>8 ◇ □ 不可想部分の写真記録が適切である。</p> <p>9 ◇ □ その他()</p> <p>該当項目(評価値)が90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C</p> <p>該当項目(評価値)が60%未満 D</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でもC評価とする。</p>	<p>10 □ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・D</p> <p>11 □ 契約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>12 □ 瑕疵担保期間中に契約款第4.4条の瑕疵が判明した。 上記2項目のうち1項目でも該当があれば・・・E</p>			
機械設備工事(建築)	⑤	<p>1 ◇ □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。</p> <p>2 ◇ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。</p> <p>3 ◇ □ その他()</p> <p>【施工】</p> <p>4 ◇ □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。</p> <p>5 ◇ □ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。</p> <p>6 ◇ □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。</p> <p>7 ◇ □ 機能の適切性が確認できる、試験運転等の記録が整備されている。</p> <p>8 ◇ □ 不可想部分の写真記録が適切である。</p> <p>9 ◇ □ その他()</p> <p>該当項目(評価値)が90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が60%以上80%未満 C</p> <p>該当項目(評価値)が60%未満 D</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 評価対象項目(◆)数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には100%でもC評価とする。</p>	<p>11 □ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・D</p> <p>12 □ 契約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>13 □ 瑕疵担保期間中に契約款第4.4条の瑕疵が判明した。 上記2項目のうち1項目でも該当があれば・・・E</p>			

工事成績採点の審査項目運用表(別紙-2)

(総括監督員用)

宮崎県

工事成績採点の調査項目運用表 様式一覧

評定者	調査項目	細別	工種	様式番号	備考
総括監督員	2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理 Ⅲ. 安全管理		別紙-2① 別紙-2②	
	4. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙-2③-1 ③-2	土木工事 建築工事
	5. 高度技術	I. 高度技術力		別紙-2④-1 ④-2	土木工事 建築工事

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】該当する項目の口に ■ マークを記入する。		A		B		C		D		E	
審査項目		工程管理及が非常に優れている		工程管理がやや優れている		他の事項に該当しない		工程管理がやや不備である		工程管理が不備である	
2. 施工状況		II. 工程管理									
1	<input type="checkbox"/>	<p>①災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある工事における工程管理 1: 工期的な制約があるなかで、工程管理が優れていたため余裕をもって工事を完成させた(10%以上短縮) -1: 工期的な制約があるにもかかわらず、工程管理の不備から工期が遅れ、工期末の突貫工事等が行われた。 0: 上記のいずれにもあたらない。</p>									
2	<input type="checkbox"/>										
3	<input type="checkbox"/>										
1	<input type="checkbox"/>	<p>②積極的な地元調整による工期内の工事完了 1: 地元調整を積極的に行った結果、トラブルもなく、工期内に工事が完了した。 -1: 地元調整を怠ったことによるトラブルが原因で、工期末の突貫工事等が行われた。 0: 上記のいずれにもあたらない。</p>									
2	<input type="checkbox"/>										
3	<input type="checkbox"/>										
1	<input type="checkbox"/>	<p>③隣接する他の工事等との工程調整 1: 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 -1: 隣接する他の工事等との工程調整を怠ったため、トラブルが発生した。 0: 上記のいずれにもあたらない。</p>									
2	<input type="checkbox"/>										
3	<input type="checkbox"/>										
1	<input type="checkbox"/>	<p>④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理 1: 配置技術者が真剣かつ積極的に工期や工程について考える姿勢が見られた。 -1: 配置技術者が工期や工程について真剣に考える姿勢が見られない。 0: 上記のいずれにもあたらない。</p>									
2	<input type="checkbox"/>										
3	<input type="checkbox"/>										
		①~④の該当項目の配点合計が	+3以上	A						
		①~④の該当項目の配点合計が	+1~+2	B						
		①~④の該当項目の配点合計が	±0	C						
		①~④の該当項目の配点合計が	-1~-2	D						
		①~④の該当項目の配点合計が	-3以下	E						

工事成績採点の調査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】 調査項目 2. 施工状況	該当する項目の口に 細別 ■ マークを記入する。		A		B		C		D		E	
	安全対策が非常に優れている		安全対策がやや優れている		他の事項に該当しない		安全対策がやや不備である		安全対策が不備である			
Ⅲ. 安全対策	＜配点＞											
	①建設労働災害、公衆災害の防止											
	1	<input type="checkbox"/>	1: 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。									
	2	<input type="checkbox"/>	-1: 建設労働災害、公衆災害の防止への努力を怠り事故や災害が発生した。									
	3	<input type="checkbox"/>	0: 上記のいずれにもあたらない。									
	②安全衛生管理体制の確立											
	1	<input type="checkbox"/>	1: 労働安全衛生法や規則等に基づく安全衛生管理体制(安全衛生管理組織等)を確立し、組織的に取り組んでいる。									
	2	<input type="checkbox"/>	-1: 労働安全衛生法や規則等に基づく安全衛生管理体制が確立されていない。									
	3	<input type="checkbox"/>	0: 上記のいずれにもあたらない。									
	③安全管理に関する技術開発や創意工夫											
	1	<input type="checkbox"/>	1: 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。									
	2	<input type="checkbox"/>	0: 上記に該当しない。									
	④安全協議会活動への積極的な取り組み											
	1	<input type="checkbox"/>	1: 安全協議会が設置されている現場で、安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。									
	2	<input type="checkbox"/>	-1: 安全協議会が設置されている現場で、安全協議会活動に度々欠席したり、活動への取り組み状況が悪い。									
3	<input type="checkbox"/>	0: 上記のいずれにもあたらない。										
⑤活発な安全衛生管理活動												
1	<input type="checkbox"/>	1: 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。										
2	<input type="checkbox"/>	-1: 安全衛生管理活動への取り組みが悪い。										
3	<input type="checkbox"/>	0: 上記のいずれにもあたらない。										
⑥安全職場実現への取り組み												
1	<input type="checkbox"/>	1: 安全職場実現への取り組みが地域から評価されている。										
2	<input type="checkbox"/>	0: 上記に該当しない。										
①～⑥の該当項目の配点合計が +3以上 A												
①～⑥の該当項目の配点合計が +1～+2 B												
①～⑥の該当項目の配点合計が ±0 C												
①～⑥の該当項目の配点合計が -1～-2 D												
①～⑥の該当項目の配点合計が -3以下 E												

工事成績採点の考査項目運用表(建築工事)

考査項目	細別	該当する項目の口	マークを記入する。	(1)施工性	(2)品質	(3)安全性	(4)作業環境	(5)その他(項目記載)	総括監督員	
4. 創意工夫 [軽微なもの]	I. 創意工夫 キーフワード評価	1. 創意工夫キーフワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	■ マークを記入する。							
		★ 準備・後片づけ関係	1. 測量・位置出しにおける工夫 2. 現地調査方法の工夫 3. その他(理由:)	<input type="checkbox"/>						
		★ 施工関係	4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 5. 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少の工夫、リサイクルに対する積極的な取り組み 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7. 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫 8. 電気工事等の配線、配管等の工夫 9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10. 照明・視界確保等の工夫 11. 仮排水、仮道階、迂回路等の計画施工の工夫 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 13. 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 15. プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 16. 改修工事における仮設施工の工夫 17. その他(理由:)	<input type="checkbox"/>						
II. 創意工夫 キーフワード評価	② 建築工事	★ 品質関係	18. 集計ソフト等の活用と工夫 19. 躯体工事の品質管理の工夫 20. 材料の検査試験に関する工夫 21. 施工の検査試験に関する工夫 22. 品質記録方法の工夫 23. その他(理由:)	<input type="checkbox"/>						
		★ 安全衛生関係	24. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 25. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 26. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 27. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理、及び物産防止策や作業中の換気等の工夫 28. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫 29. 荒波作業等の作業環境低減等の工夫 30. コミの減量化、アイトラッキングツールの励行等の地球環境への工夫 31. その他(理由:)	<input type="checkbox"/>						
		★ 施工管理関係	32. 出来形、品質等の施工管理に関する工夫 33. 施工計画書及び写真管理等の工夫 34. 出来形、品質の計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫 35. CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 36. その他(理由:)	<input type="checkbox"/>						
		★ その他	37. その他(理由:) 38. その他(理由:) 39. その他(理由:)	<input type="checkbox"/>						
		記述評価	評点: ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 該当キーフワードの1項目2点とする。 ・ 加点は+8点〜0点の範囲とする。	[創意工夫の詳細評価]						

※1. 創意工夫においては、15. 高度技術の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき優位性があれば加点し、抽出記載する。
 ※2. 施工状況、13. 出来形及び出来ばえにおいても、創意工夫は企業努力を引き立たせるため、本考査項目でも再評価する。
 ※3. 創意工夫は「美用新案・特許クラス」から「現場に適用した本場に些細な工夫」まではあるが非常に役立つ軽微な工夫まで様々なレベルがあるが、本考査項目では軽微なものを評価する。
 ※4. 「5. 高度技術」の二重評価はしない。

工事成績採点の考査項目運用表(建築工事)

考査項目	細別	技術力キーワード一覧表	[記入方法] 該当する項目の口に <input type="checkbox"/> マークを記入する。	総括監督員
5. 高度技術	キーワード評価 ② 建築工事	<p>★ 構造物固有の難しさへの対応</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 対象構造物の耐震レベル</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事</p> <p>3 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>★ 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の状況</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 工事用道路・作業スペース等の制約</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 雨・雪・風・気温等の影響</p> <p>8 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>★ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 地中埋設物等の地中内の作業障害物</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p>12 <input type="checkbox"/> 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p>13 <input type="checkbox"/> 生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約</p> <p>14 <input type="checkbox"/> 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業</p> <p>15 <input type="checkbox"/> 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等</p> <p>16 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>★ 施工現場での対応</p> <p>17 <input type="checkbox"/> 災害等での臨機処置</p> <p>18 <input type="checkbox"/> 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等</p> <p>19 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>★ その他</p> <p>20 <input type="checkbox"/> その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項(理由:)</p>	<p>[事例] 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>[事例] 構造物固有の施工難度と対応工法等</p> <p>(1) 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事</p> <p>(2) 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</p> <p>(3) 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</p> <p>(4) 耐震及び免震構造の工事</p> <p>(5) 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移動、切り回しを行った工事</p> <p>(6) 仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事</p> <p>(7) 休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事</p> <p>[事例] 自然及び地盤条件への対応工法等</p> <p>(8) 地下水水位が高く、ウェルポイント等の排水設備のほか、大規模な山留め工法が必要な工事</p> <p>(9) 冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</p> <p>(10) 施工区域、ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p>(11) その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事等</p> <p>[事例] 周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が特に大きい工事</p> <p>(12) 地元調整や環境対策の制約が特に大きい工事</p> <p>(13) 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</p> <p>(14) 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事</p> <p>(15) 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事</p> <p>(16) 大気圧を越える気圧下の作業室での工事</p> <p>(17) 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事</p> <p>(18) 地上・水面から10m以上(10m以下)での工事</p> <p>(19) 現上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p>(20) 大規模なテレビ電波障害対策工事を対応した工事</p> <p>(21) その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>[事例] 施工現場での対応が必要になった工事</p> <p>(22) 特に困難な調整を要する他工事(近接区)の請負者が複数ある工事</p> <p>(23) 外来者の多い施設で、作業範囲に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p>[その他]</p> <p>(24) その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。</p>	<p>[事例] 高度技術のキーワードの詳細</p>
記述評価	<p><input type="checkbox"/> マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述]</p>	<p>評点: 点</p> <p>※ 高度技術は加点評価とする。</p> <p>・該当キーワードの1項目1点として評点する。</p> <p>・加点は+3点~0点の範囲とする。</p>	<p>※1. 高度技術とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があると判断した技術者を対象とする。</p> <p>※2. 詳細評価の記述にあたっては、総括監督員との合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する「高度な技術力」を詳細に記述する。</p> <p>※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常な工夫がある」が、本項目では「4. 創意工夫」(別紙-2③)で評価しなかったものを対象とする。</p>	

工事成績採点の審査項目運用表(別紙-3、4)
(検査員用及び工事成績採点の審査項目運用表)

宮崎県

工事成績採点の審査項目運用表 様式一覽

評定者 検査員	審査項目	細別	工種	様式番号	備考
検査員	2. 施工状況 3. 出来形及び 出来ばえ	I. 施工管理 I. 出来形 II. 品質	小規模工事	別紙-3①	
			コンクリート構造物	別紙-3②	
			土工事	別紙-3③	
			矢板工事		
			鋼橋工事		
			砂防構造物工事、治山構造 物工事及び地すべり防止工 事	別紙-3④	
			舗装工事	別紙-3⑤	
			根固・捨石ブロック工事		
			杭基礎工事	別紙-3⑥	
			法面工事		
			コンクリート橋工事	別紙-3⑦	
			塗装工事		
			トンネル工事		
			植栽工事	別紙-3⑧	
防護柵(ロックネット)・標識・区画 線等設置工事					
港湾工事	別紙-3⑨				
地盤改良工事					
機械設備工事					
電気設備工事					
電気通信工事	別紙-3⑩				
下水道・管工事					
建築工事(新築・改修・解体)	別紙-3⑪				
建築工事(外構)					
電気設備工事(建築)					
機械設備工事(建築)					
ほ場整備	別紙-3⑫				
農地造成					
管水路	別紙-3⑬				
フィルダム・ため池					
コンクリート2次製品類	別紙-3⑭				
地すべり防止・抑止杭工					
施設機械設備(用排水ポン プ)	別紙-3⑮				
施設機械設備(水門設備)					
水管橋	別紙-3⑯				
魚礁工					
山腹工	別紙-3⑰				
補強土壁					
自然石・鉄線籠工	別紙-3⑱				
上記以外の工事					
総合評価					品質に関する総合的な評価方法

工事成績採点の審査項目運用表 様式一覽

評定者	審査項目	細別	工種	様式番号	備考
検査員	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	小規模工事	別紙-3⑮	
			コンクリート構造物 砂防構造物工事 治山構造物工事 海岸工事 トンネル工事 土工工事 切土工事 護岸・根固・水制工事 鋼橋工事 地すべり防止工事 舗装工事 法面工事 基礎工事 コンクリート橋工事 塗装工事 植栽工事 防護柵(ロック)工事 標識工事 区画線工事 港湾築造工事(海岸築造工事を含む) 港湾築造工事(地盤改良工事を含む) 機械設備工事 電気設備、照明設備工事 その他類似工事 維持修繕工事 電気通信工事 受変電設備工事 その他類似工事 下水道・管工事 建築工事(新築・改修) 建築工事(外構) 電気設備工事(建築) 機械設備工事(建築) 仮場整備 農地造成 管水路 フィルダム・ため池 コンクリート2次製品類 施設機械設備 水管橋 魚礁工 山陸工 補強土壁 上記以外の工事 総合評価		
				別紙-3⑯	地盤改良等を含む。 工場塗装を除く。 公園施設(遊具)を含む。
				別紙-3⑰	建築工事に係るものを除く機械設備工事(可動堰、ポンプ等) 建築工事に係るものを除く電気設備工事(道路照明設備、情報板等)
				別紙-3⑱	建築工事 建築工事 建築工事 建築工事
				別紙-3⑲	側溝・ブロック積み工事・L型擁壁工・縁石工・舗装ブロック工
				別紙-3⑳	出来ばえに関する総合的な評価方法

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】該当する項目の□に ■ マークを記入する。		A		B		C		D		E	
審査項目	細別	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である					
2. 施工状況	1. 施工管理	<p>【評価対象項目】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 契約款第18条第1項第1号から5号に掛かる設計図書の照査を行い、施工がなされている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場施工方法が一致している。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 設計図書に所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したのものとなっている。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 施工材料、機器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 材料検収、工事施工等において良質な施工がなされたことが伺える記録がなされ整理もよい。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 立会確認等の手続きが事前になされている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 工事記録の整備が適時、的確になされている。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> リサイクルへの取り組みが適切になされている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 計画内容に変更が生じた場合は、その都度、当該工事着手前に変更計画書を提出している。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場の施工体制が一致している。</p> <p>13 <input type="checkbox"/> 社内検査体制が確立され、有効に機能している。</p> <p>14 <input type="checkbox"/> 社内関係書類及び資料整理がよい。</p> <p>15 <input type="checkbox"/> その他()</p>									
		<p>該当項目(評価値)が 90%以上 A</p> <p>該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B</p> <p>該当項目(評価値)が 60%以上80%未満 C</p> <p>該当項目(評価値)が 60%未満 D</p>									
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。</p> <p>② 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 % = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数</p> <p>③ 評価値()</p> <p>④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>									
		<p>16 <input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。</p> <p>17 <input type="checkbox"/> 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員等から文書により指示を行った。(総合評価に関する18, 19の指示を除く)</p> <p>18 <input type="checkbox"/> 総合評価で提案した施工計画が履行されておらず、監督員等から文書により一つ一つの課題について改善指示を行った。</p> <p>上記該当が1つあれば D 上記該当が2つあれば E</p> <p>19 <input type="checkbox"/> 総合評価で提案した施工計画が履行されておらず、監督員等から文書により2つ以上の課題について改善指示を行った。</p> <p>上記該当があれば E</p>									

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

【記入方法】該当する項目の□に ■ マークを記入する。	審査項目	A	B	C	D	E	検査員
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<p>① 土木工事 (工程能力図による管理がない場合、「評価対象項目」のみの評価)</p>	<p>出来形管理が適切である 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。</p>	<p>出来形管理がほぼ適切である 2 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>他の事項に該当しない 3 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、A及びBに該当しない、または、一部の項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。</p>	<p>出来形管理がやや不備である 9 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。または、大部分あるいは全ての項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。 10 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。 上記該当が1つあれば、・・・D 上記該当が2つあれば、・・・E</p>	<p>出来形管理が不備である</p>	
② 機械設備工事 電気設備工事	<p>出来形管理が適切である 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。</p>	<p>出来形管理がほぼ適切である 2 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>他の事項に該当しない 3 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、A及びBに該当しない、または、一部の項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。</p>	<p>出来形管理がやや不備である 9 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。または、大部分あるいは全ての項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。 10 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。 上記該当が1つあれば、・・・D 上記該当が2つあれば、・・・E</p>	<p>出来形管理が不備である 9 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば、・・・E</p>	<p>出来形管理が不備である 9 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば、・・・E</p>	
③ 建築工事	<p>出来形管理が適切である 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。</p>	<p>出来形管理がほぼ適切である 2 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>他の事項に該当しない 3 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、A及びBに該当しない、または、一部の項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。</p>	<p>出来形管理がやや不備である 9 □ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。または、大部分あるいは全ての項目で工程能力図等が不備で、ばらつきが判断できない。 10 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。 上記該当が1つあれば、・・・D 上記該当が2つあれば、・・・E</p>	<p>出来形管理が不備である 9 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば、・・・E</p>	<p>出来形管理が不備である 9 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば、・・・E</p>	

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

【記入方法】品質の審査項目において、主な工程として評価する工程欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

3. 出来形及び出来ばえ	A	B	C	D	E
5 鋼橋工事 ○ (RC床版工事はコンクリート構造物に準じる) (堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む)	【評価対象項目】 【工場製作関係】 1 ◇ 鋼材の員数照合を含む(現場照合を含む)で確認されている。 2 ◇ 溶接作業にあたり作業員の技量確認を行っている。 3 ◇ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) 4 ◇ 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 5 ◇ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 6 ◇ その他() 【架設関係】 7 ◇ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 8 ◇ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーション(検定、調整)を実施している。 9 ◇ 支承の据付で、コンクリート面のチャッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。 10 ◇ その他()			11 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	12 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
6 砂防構造物 ○ 治山構造物及び地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)	【評価対象項目】 【共通】 1 ◇ 配合試験や品質証明書等により、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 2 ◇ コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 3 ◇ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 ◇ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締め時のパイプレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び曇中コンクリート等を含む) 5 ◇ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 6 ◇ 地山との取り合わせが適切に行われている。 7 ◇ 鉄筋または鋼材の規格がミルシートで確認できる。 8 ◇ その他() 【砂防構造物工事・治山構造物工事に適用】 9 ◇ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 10 ◇ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 11 ◇ 施工基面が平滑に仕上げられている。 12 ◇ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。(鋼製スリットダムの場合) 13 ◇ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。(鋼製スリットダムの場合) 【地すべり対策工事(集水井戸工事)】 14 ◇ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 15 ◇ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 16 ◇ 集・排水ボーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。			18 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	19 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
17 □ クラックがある場合は有言なクラックは有言なクラックではなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置を行っている。 ※ 別紙-4を参照 上記該当があれば C				20 □ 進行性または有言なクラックがある場合、無処理の場合は状況に応じて D または E とする。	20 □ 進行性または有言なクラックがある場合、無処理の場合は状況に応じて D または E とする。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

【記入方法】品質の審査項目において、主な工程として評価する工程欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	A	B	C	D	E
3. 出来形及び出来ばえ	<p>【評価対象項目】 【路床・路盤工関係】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 施工に先立ち、CBR試験を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 路床・路盤工のブルーローリングを行っている。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> その他()</p>			17 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	18 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
II. 品質	<p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(生アス採取要領)により省略できるものを除く)</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 目地の処理が仕様書に定められておりであることが確認できる。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>【コンクリート舗装関係】</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 配合試験や品質証明書等により、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ、空気量等が確認できる。</p> <p>13 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>14 <input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法を適切に行っている。</p> <p>15 <input type="checkbox"/> チェア、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>16 <input type="checkbox"/> その他()</p>			11 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	12 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
8 根固・捨石 ○ プロック 工事	<p>【評価対象項目】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 気象海象条件に適した運搬、打設、締め固め、据付を行っている。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> コンクリートの現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> コンクリートブロックの転置、仮置、運搬、据付に際し、強度確認を行っている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> コンクリートブロックの転置は、転倒、崩壊等の恐れがない。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 捨石基礎の均し面が平坦(設計図書に示された基準内)に仕上げられているのが確認できる。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> プロック据付等において、ブロック及び既設構造物等の破損がなく、所定の精度で施工されている。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 海上水上運搬・据付作業を行う場合、台船等の積載能力に応じた構込み個数としている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> その他()</p>				
9 杭基礎工 ○ 工事	<p>1 <input type="checkbox"/> 杭に損傷及び補修痕がない。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 落渣の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 場所打ち杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 掘削深度、排土土砂、孔内水位の変動、及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> ライナープレートとの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 鋼材の保管に当たり、変形及び塗覆面に損傷を与えないように、適切に処理されている。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> その他()</p>			12 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	13 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

【記入方法】品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

I. 品質	A 【評価対象項目】	B 【共通】	C 【審査項目】	D	E
3. 出来ばえ	10 法面工事	<p>○</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。(岩の場合は浮石が除去されている。)</p> <p>2 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>24 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p>	23 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	24 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
II. 品質	<p>【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工、植生ネット関係】</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 土壌試験(硬度、酸度等)を実施し、施工に反映している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> ネットや金網等の重ね幅が適切に確保されている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> 吹き付け厚さが均等である。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 吹き付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。</p>	<p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> 吹き付け厚さが均等である。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> 跡ね返り材料が適切に処理されている。</p>	<p>18 <input type="checkbox"/> クラックがある場合、進行性または有害なクラックではないが、発生したクラックに対しては有識者の意見に基づき処置を行っている。 ※ 別紙-4を参照 上記該当があれば C</p>	21 <input type="checkbox"/> 進行性または有害なクラックがある場合で、無処理の場合は状況に応じて D または E とする。	21 <input type="checkbox"/> 進行性または有害なクラックがある場合で、無処理の場合は状況に応じて D または E とする。
11 コンクリート工事 (PC及びRCを対象)	<p>【現場打砕工関係】</p> <p>13 <input type="checkbox"/> アンカーの施工長さが確認できる。</p> <p>14 <input type="checkbox"/> 現場養生が適切に行われている。</p> <p>15 <input type="checkbox"/> 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>16 <input type="checkbox"/> 枠内に空隙がないことが確認できる。</p> <p>17 <input type="checkbox"/> 層間にはく離がないことが確認できる。</p> <p>18 <input type="checkbox"/> 跡ね返り材料が適切に処理されている。</p>	<p>【アンカー工関係】</p> <p>19 <input type="checkbox"/> 削孔におけるスライムやアンカーの施工長が、写真等で十分確認できる。</p> <p>20 <input type="checkbox"/> 必要な引っぱり試験等を行い、規格を満足していることが確認できる。</p> <p>21 <input type="checkbox"/> 充填材の注入が適正に行われていることが確認できる。</p> <p>22 <input type="checkbox"/> アンカーキヤップや支圧板の施工が良好である。</p>	<p>19 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。</p>	19 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	20 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

【記入方法】品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

A	B	C	D	E
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	12 塗装工事 ○	【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) <input type="checkbox"/> ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時の天候・気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗膜に有害な付着物が無い。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 <input type="checkbox"/> その他()	8 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	9 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
13 トンネル ○ 工事	【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 配合試験や品質証明書等により、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の規格がミルシントで確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付けコンクリートは浮石等をのそいた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 <input type="checkbox"/> 吹付けコンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 <input type="checkbox"/> ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 <input type="checkbox"/> 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎ目が同一線上にないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他()	15 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	16 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
14 植栽工事 ○	【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 <input type="checkbox"/> 活着管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 <input type="checkbox"/> 樹木等の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 <input type="checkbox"/> 余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 <input type="checkbox"/> その他()	8 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	9 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
15 防護柵 ○ (ロックアウト) 公園施設 (遊具) 標識 区画線等	【評価対象項目】 【共通】 <input type="checkbox"/> 各種設置基準等の規定に従い適切に施工している。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規格証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 材料等において、共通仕様書記載の規格に従い適切に施工している。 <input type="checkbox"/> その他() 【区画線等設置関係】 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下である。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。	7 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。	8 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

[記入方法] 考査項目 3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	A 工種	B 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	C [評対象項目]	D	E
16 港湾築造 ○ 工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)	[評対象項目] 【共通】 1 ◇ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 ◇ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 ◇ □ その他(浚渫・床掘関係) 4 ◇ □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 5 ◇ □ 浚渫工又は床掘工について、仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 6 ◇ □ マット・捨石及び均し 7 ◇ □ マット、捨石、破覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(明物照合を含む)で確認できる。 8 ◇ □ マットが破損なく所定の幅で重ねあわせられていることが、写真記録等により確認できる。 9 ◇ □ 捨石、破覆及び粗固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認できる。 10 ◇ □ 裏込めが、既設構造物及び防砂目地版の破損なしに施工され、記録により確認できる。 11 ◇ □ 【本体：ケーソン据え付け】 12 ◇ □ ケーソン仮置に先立ち仮置き場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。 13 ◇ □ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 14 ◇ □ ケーソン据付等及び中詰において、ケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。	13 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	14 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	11 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	12 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
17 地盤改良工事 ○	[評対象項目] 1 ◇ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 ◇ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 3 ◇ □ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 4 ◇ □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 5 ◇ □ サンドレーン・砕石ドレーン・サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが、打込記録等により確認できる。 6 ◇ □ ベーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが、打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。 7 ◇ □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 8 ◇ □ 前記以外の改良工法について、記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。 9 ◇ □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが、記録で確認できる。 10 ◇ □ その他(11 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	12 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	11 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	12 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。
18 機械設備 ○ 電気設備 工事(土木)	[評対象項目] 1 ◇ □ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 2 ◇ □ 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している。 3 ◇ □ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 4 ◇ □ 機器の品質、性能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 5 ◇ □ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 6 ◇ □ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 7 ◇ □ 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 8 ◇ □ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 9 ◇ □ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。 10 ◇ □ その他(11 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	12 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	11 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。	12 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

[記入方法] 審査項目	品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	19 電気通信工事(土木)	[評価対象項目] 1 <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 2 <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書(材料、部品組立後)の品質及び計上が均一で、設計図書等との適正が確認でき、証明書等が整備されている。ただし、JIS及び電気用品取締法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。 3 <input checked="" type="checkbox"/> 設備の機能が設計図書等との適正が確認でき、その機能の証明書を整備されている。 4 <input checked="" type="checkbox"/> 設備全体としての運転性能(工場及び現地試験結果)がよく、所定の能力を満足している。 5 <input checked="" type="checkbox"/> 完成図書において、設備の機能(性能)が容易に判別できる資料が整備されている。 6 <input checked="" type="checkbox"/> 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。 7 <input type="checkbox"/> その他()	[評価対象項目] [共通] 1 <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 <input checked="" type="checkbox"/> 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 3 <input checked="" type="checkbox"/> 管やマンホール等にクラックや変形がない。 4 <input checked="" type="checkbox"/> 管やマンホールからの漏水がない。 5 <input checked="" type="checkbox"/> 管継ぎ手部、マンホール連結部の仕上げが良好である。 6 <input checked="" type="checkbox"/> マンホールのインバート形状、勾配が適当で、表面仕上げが適切である。 7 <input checked="" type="checkbox"/> マンホールの足掛け金物、鉄蓋等の付属品が適切に設置されている。 8 <input checked="" type="checkbox"/> 縁石、標識等の道路付属物の復旧が適切に行われている。 9 <input type="checkbox"/> その他() [開削工事関係] 10 <input checked="" type="checkbox"/> 土留め工の施工が適切で、周辺地盤への影響が見られない。 11 <input checked="" type="checkbox"/> 埋め戻しが適切に行われ、工事終了後の路面沈下がみられない。 12 <input checked="" type="checkbox"/> 舗装復旧が適切に行われ、路面の不陸が見られない。 [推進工事関係] 13 <input checked="" type="checkbox"/> 管推進に伴う周辺地盤への影響が見られない。 14 <input checked="" type="checkbox"/> 立坑の復旧が適切に行われ、路面の沈下、不陸が見られない。 15 <input checked="" type="checkbox"/> 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。	8 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。 9 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	17 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。 18 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	19 <input type="checkbox"/> クラックがある場合、進行性または有害なクラックが生じたクラックに対しては有識者の意見に基づき処置を行っている。 ※ 別紙-4を参照 上記該当があれば・・・C	19 <input type="checkbox"/> 進行性または有害なクラックがある場合、進行性または有害なクラックが生じたクラックに対しては有識者の意見に基づき処置を行っている。 ※ 別紙-4を参照 上記該当があれば・・・C
20 下水・管工事						19 <input type="checkbox"/> 進行性または有害なクラックがある場合、進行性または有害なクラックが生じたクラックに対しては有識者の意見に基づき処置を行っている。 ※ 別紙-4を参照 上記該当があれば・・・C	

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

【記入方法】品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	A	B	C	D	E
<p>25 現場整備工</p> <p>○ 整地工</p> <p>・進入路工</p> <p>・暗渠排水工</p> <p>・用排水路工</p> <p>・道路工</p> <p>・2次製品</p> <p>U字溝・BP</p> <p>L型</p> <p>ポックスカ</p> <p>レバート</p> <p>ブロック類</p>		<p>【評価対象項目】</p> <p>1 ◇ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</p> <p>2 ◇ 材料の品質規定証明書が整備されている。</p> <p>3 ◇ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態を施工している。</p> <p>4 ◇ 濁り等の防止に十分留意して施工している。</p> <p>5 ◇ 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施している。</p> <p>6 ◇ 表土剥ぎ取り、基礎切盛、畔畔築立、基礎整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。</p> <p>7 ◇ 進入路は耕作に支障がないように施工されている。</p> <p>8 ◇ 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。</p> <p>9 ◇ 用・排水路の縦断勾配等は、ほ場面標高等を考慮して施工されている。</p> <p>10 ◇ 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>11 ◇ 用・排水路の法面のとおりがよい。</p> <p>12 ◇ 排水口は耕作に支障がないように施工されている。</p> <p>13 ◇ 構造物の理め戻しは、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。</p> <p>14 ◇ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。</p> <p>15 ◇ 2次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。</p> <p>16 ◇ 2次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。</p> <p>17 ◇ その他()</p>			<p>18 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。</p>	<p>19 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p>
<p>26 農地造成工</p> <p>○ テラス</p> <p>・土壌改良</p> <p>・改良山成</p>		<p>【評価対象項目】</p> <p>1 ◇ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</p> <p>2 ◇ 材料の品質規定証明書が整備されている。</p> <p>3 ◇ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態を施工している。</p> <p>4 ◇ 防災施設が施工計画のとおり施工している。</p> <p>5 ◇ 伐開物処理は、関係法令により適切に処理されている。</p> <p>6 ◇ 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。</p> <p>7 ◇ 基礎造成、法面植生、雑物及び石礫除去、耕起は、仕様書及び設計図書により施工されている。</p> <p>8 ◇ 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良材との効果的な混合が図られている。</p> <p>9 ◇ その他()</p>			<p>10 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。</p>	<p>11 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p>
<p>27 管水路</p> <p>○</p>		<p>【評価対象項目】</p> <p>1 ◇ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</p> <p>2 ◇ 材料の品質規定証明書が整備されている。</p> <p>3 ◇ 中心線の通りがよい。</p> <p>4 ◇ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。</p> <p>5 ◇ 管の側面が均等に埋め戻されていることが確認できる。</p> <p>6 ◇ 地盤面、基礎面に不陸が生じないことが確認できる。</p> <p>7 ◇ 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。</p> <p>8 ◇ 仕切り弁等の据付けに十分な注意を払っていることが確認できる。</p> <p>9 ◇ 給水栓の設置にきめ細かな施工がうかがえる。</p> <p>10 ◇ コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。</p> <p>11 ◇ その他()</p>			<p>12 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。</p>	<p>13 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p>
<p>28 ファイルダム</p> <p>○ ため池</p>		<p>【評価対象項目】</p> <p>1 ◇ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</p> <p>2 ◇ 材料の品質規定証明書が整備されている。</p> <p>3 ◇ 基礎処理施工要領及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。</p> <p>4 ◇ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。</p> <p>5 ◇ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。</p> <p>6 ◇ 気象条件を考慮した施工が確認できる。</p> <p>7 ◇ 鉄筋の相立、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおり施工している。</p> <p>8 ◇ コンクリートの供試体が該当現場のものであることが確認できる。</p> <p>9 ◇ その他()</p>			<p>10 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。</p>	<p>11 □ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p>

工事成績採点の審査項目運用表

審査項目 3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	A	B	C	D	E
29 コンクリート	【共通】 ○ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ○ 2次製品 ○ U字溝類 ○ L字類 ○ ポックスカ ○ ルハート類 ○ プロック類 ○ L型継ぎ工 ○ 縁石 ○ その他 【地先境界】 ○ 擁壁類(補強土擁壁は除く) ○ フロック類	【評価対象項目】 1 仕掛書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 4 基礎地盤の整形、清掃、湯水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 5 二次製品の保管、吊り込み、搬入付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 6 土留め、ウェルポイント等の仮設設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 7 その他	【評価対象項目】 8 隣接コンクリート、基礎材の充填が十分に空隙が生じていない。 9 基礎コンクリート及びび天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 10 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。 11 端部における地山とのすのけが適切である。 12 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、基礎材の庫々の確保のため細心の注意を払っている。 13 コンクリート振動機の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締めめ及び養生が適切に行われている。 【用排水施設】 14 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 15 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締めめが特に入念に行われている。 16 不平等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締めめが特に入念に行われている。 17 不平等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締めめが特に入念に行われている。 18 不平等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締めめが特に入念に行われている。 19 不平等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締めめが特に入念に行われている。 20 不平等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締めめが特に入念に行われている。 21 不平等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締めめが特に入念に行われている。	22 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。 23 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	23 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。
30 地すべり防止	○ 抑止杭工	【評価対象項目】 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 6 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 7 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 8 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 9 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 10 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 11 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 12 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。	13 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。 14 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	14 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	
31 施設機補設	○ 備 ・ 排水ポンプ	【評価対象項目】 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 6 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 7 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 8 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 9 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 10 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 11 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 12 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 13 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 14 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 15 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。	16 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。 17 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	17 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	
32 施設機補設	○ 備 ・ 水門設備 ・ 除塵設備	【評価対象項目】 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 6 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 7 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 8 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 9 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。	10 □ 監督員等が文書で改善指示を行った。 11 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	11 □ 契約約款第17条2項に基づき破産検査を行った。	

【記入方法】 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するかをチェックする。

検査員

工事成績採点の審査項目運用表

【記入方法】品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D	E
審査項目	工種	【評価対象項目】	【評価対象項目】	【評価対象項目】	【評価対象項目】	【評価対象項目】
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	33 水管橋	<input type="checkbox"/> 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適合性を確認でき、証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適合性を確認でき、証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 3 留付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 <input type="checkbox"/> 4 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 5 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 <input type="checkbox"/> 6 その他			7 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。 8 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
	34 鉄橋工	<input type="checkbox"/> 1 配合試験や品質証明書等により、適切なコンクリートの規格(強度、W/C、最大骨材粒径、増量等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 コンクリート打設時の必要な供試体採取、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 <input type="checkbox"/> 3 コンクリートの打設が気象条件に適した運搬時間、締固め時のハイプレーター等の機種、養生方法等適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 4 コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5 型枠の取り外し時のコンクリートの強度が適正に管理されている。 <input type="checkbox"/> 6 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 <input type="checkbox"/> 7 鉄筋の引張り強度、曲げ強度が試験値で確認できる。 <input type="checkbox"/> 8 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 9 鉄筋の組立、加工が適正であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 10 スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 <input type="checkbox"/> 11 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 <input type="checkbox"/> 12 その他 <input type="checkbox"/> 13 鋼製)等の品質及び形状が設計図書等との適合性を確認でき、証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 14 材料の工作及び部材組立が適正になされている。 <input type="checkbox"/> 15 溶接材料の選定及び管理が適正になされている。 <input type="checkbox"/> 16 閉先の確認及び母材の清掃が確認できる。 <input type="checkbox"/> 17 溶接作業にあたり作業員の健康管理を行っている。 <input type="checkbox"/> 18 溶接施工が作業条件に応じて適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 19 溶接外観検査で基準を満たしている。 <input type="checkbox"/> 20 ボルトの締め付けが適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 21 その他 <input type="checkbox"/> 22 FRP製)			25 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。 26 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
35 山腹工 ○ 掘削工 ○ 築土工 ○ 伏工工事		<input type="checkbox"/> 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 <input type="checkbox"/> 2 材料の品質規格証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 3 各工種の施工に適した法面形状、階段付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 <input type="checkbox"/> 4 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。 <input type="checkbox"/> 5 掘削における地山のすり付けにきめ細かい注意がうかがえる。 <input type="checkbox"/> 6 掘削の土質が適正である。 <input type="checkbox"/> 7 掘削土に崩壊や腐蝕が無く、掘削、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 8 掘削土の流失防止に配慮した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 9 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。 <input type="checkbox"/> 10 その他			11 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。 12 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
	36 補強土壁工	<input type="checkbox"/> 1 プレキャスト製品・材料等の品質が品質規格証明書等により的確に確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 材料(補強材、裏面材等)を仮置きする場合は、共通仕様書に従い適切に処理している。 <input type="checkbox"/> 3 現場条件に応じた排水対策が施工時を旨に適切に講じられている。 <input type="checkbox"/> 4 補強材や裏面材の施工に關し、共通仕様書や各マニュアルに基づき適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 5 補強土の土質が適正である。 <input type="checkbox"/> 6 補強土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。 <input type="checkbox"/> 7 補強土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8 その他 <input type="checkbox"/> 9 EFS)			19 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。 20 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。	

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

審査項目	工種	A	B	C	D	E	検査員
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	37 自然石工 ○ 鉄線籠工	<p>【評価対象項目】</p> <p>【自然石積(張)・巨石積(張)】</p> <p>石材を現地採取する場合、指定場所から採取している。 <input type="checkbox"/> 石の粒径が設計図書に示された大きさまであり、硬度も十分なものを使用している。 <input type="checkbox"/> 施工に先立ち、石の洗浄を行い付着物を除去している。 <input type="checkbox"/> 粒径の大きな石を根石部に配置したり、現場状況に応じた石の組合わせで施工されている。 <input type="checkbox"/> 裏込材、駒込コンクリートの充てんまたは締固めが充分で空隙が生じてなく、裏込材の吸い出しのおそれがない。 <input type="checkbox"/> 裏込材、駒込コンクリートの端部や曲線部の処理、強度、水密性が適切である。 <input type="checkbox"/> 目地材の配置が適切で、設置箇所においてははみ出し等がみられない。 <input type="checkbox"/> 水抜きパイプは所定の規格のもので施工され、配置、吸い出し防止等についても適切な施工となっている。 <input type="checkbox"/> 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 <input type="checkbox"/> 基礎コンクリート、天端コンクリート、小口止工等の施工、養生が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>【鉄線籠】</p> <p><input type="checkbox"/> 詰石は編目よりやや大きめな石を使用し、扁平な石が混入されていない。 <input type="checkbox"/> 籠の内部に空隙がないよう施工している。 <input type="checkbox"/> 結束線は内面に向けて折り込んでいる。 <input type="checkbox"/> 鉄線籠型多段積において、連結が適正に行われている。 <input type="checkbox"/> 吸い出し防止材を上流側を上面として重ね合わせ、適正に敷設している。 <input type="checkbox"/> その他()</p>			<p>18 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。</p>	<p>19 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p>	
38 上記以外の工事	○	<p>【評価対象項目】</p> <p><input type="checkbox"/> (理由:撤去、解体、除去等による発生材の管理方法が明確で創意工夫がある。)</p> <p><input type="checkbox"/> (理由:施工計画書に定められた発生材処理計画により管理されている。)</p> <p><input type="checkbox"/> (理由:請負者の発生材処理計画による独自の発生材処理管理記録が整備されている。)</p> <p><input type="checkbox"/> (理由:適切な撤去、解体、除去等の手順が確認できる。)</p> <p><input type="checkbox"/> (理由:)</p>			<p>6 <input type="checkbox"/> 監督員等が文書で改善指示を行った。</p>	<p>7 <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p>	
総合評価		<p>品質管理が適切である</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>品質管理がほぼ適切である</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>他の事項に該当しない</p> <p>1 <input type="checkbox"/> II. 品質(③~⑭)のクラックの処置でCに該当し、かつ、下記の該当項目割合が60%以上の場合。</p>	<p>品質管理がやや不備である</p> <p>2 <input type="checkbox"/> II. 品質(③~⑭)の主な工種において、該当項目としてEがなくて、Dがある場合。</p>	<p>品質管理が不備である</p> <p>3 <input type="checkbox"/> II. 品質(③~⑭)の主な工種において、該当項目としてEがある場合。</p>	
<p>※II. 品質(③~⑭)の主な工種(工種欄の○にチェック(●)した工種)において、該当項目としてDやEがない場合。</p> <p>① 主な工種(工種欄の○にチェック(●)した工種)において、評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 ② 該当工種(工種欄の○にチェック(●)した工種)における対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数 ④ なお、評価項目数が2項目以下の場合には100%でもC評価とする。</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が 60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が 60%未満 D</p>							

工事成績採点の調査項目運用表(土木工事)

検査員

【記入方法】品質の調査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

調査項目 出来形及び 出来ばえ	工種	A 全体的に美観が極めて良好 <input type="checkbox"/>	B 全体的に美観がよい <input type="checkbox"/>	C 他の事項に該当しない <input type="checkbox"/>	D 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
Ⅲ. 出来ばえ					
* ○ 小規模工事					
1 ○ コンクリート構造物工事	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇
2 ○ (盛土・築堤工事等)	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇
3 ○ 切土工事	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇ 8 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇ 8 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇ 8 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇ 8 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇ 8 ◇
4 ○ 護岸・根固・水制工事	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇
5 ○ (堰、水門等工場製作を含む)	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇
6 ○ 地すべり防止工事	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇
7 ○ 舗装工事	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇	1 ◇ 2 ◇ 3 ◇ 4 ◇ 5 ◇ 6 ◇ 7 ◇

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	A	B	C	D
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ				
8 法面工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 2 <input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。 3 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 4 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 5 <input type="checkbox"/> その他()			6 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
9 基礎工事 ○ (地盤改良等を含む)	1 <input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 2 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 3 <input type="checkbox"/> 端部、天端仕上げが良い。 4 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 5 <input type="checkbox"/> その他()			6 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
10 コンクリート橋工事 ○	1 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。 2 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 3 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 5 <input type="checkbox"/> クラックがない。 6 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 7 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 8 <input type="checkbox"/> その他()			9 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
11 塗装工事 ○ (工場塗装を除く)	1 <input type="checkbox"/> 塗装の均一性が良い。 2 <input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。 3 <input type="checkbox"/> 補修箇所がない。 4 <input type="checkbox"/> ケレンの施工状況が良好である。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 <input type="checkbox"/> その他()			7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
12 植栽工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 樹木の活着状況が良い。 2 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 4 <input type="checkbox"/> 植栽帯の全体的な美観が良い。 5 <input type="checkbox"/> その他()			6 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
13 防護柵(ロックネット)工事 ○ 公園施設(遊具)	1 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 2 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 3 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 4 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすり付けが良い。 5 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 6 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 7 <input type="checkbox"/> その他()			8 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
14 標識工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 2 <input type="checkbox"/> 標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 3 <input type="checkbox"/> 標識板、支柱に変色がない。 4 <input type="checkbox"/> 支柱基礎の埋戻し等が入念に施工されている。 5 <input type="checkbox"/> 支柱基礎の取り扱いがしやすい。 6 <input type="checkbox"/> その他()			7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

審査項目 出来ばえ	品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。			D
	A	B	C	
3. 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	15 区画線工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均一である。 2 <input type="checkbox"/> 視認性が良い。 3 <input type="checkbox"/> 接着状態が良い。 4 <input type="checkbox"/> 施工前の溝掃が入念に実施されている。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 <input type="checkbox"/> その他()		7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	16 港湾築造工事 ○ (海岸築造工事を含む)	1 <input type="checkbox"/> 構造物の通りがよい。 2 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 3 <input type="checkbox"/> 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 4 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 <input type="checkbox"/> その他()		7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	17 港湾築造工事 ○ (地盤改良工事を含む)	1 <input type="checkbox"/> 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 2 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 3 <input type="checkbox"/> 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 4 <input type="checkbox"/> 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。 5 <input type="checkbox"/> その他()		6 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
18 機械設備工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 仕上げ状態が良く、全体的な美観に優れている。 2 <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 3 <input type="checkbox"/> 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 4 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 5 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等細部にわたる配慮が良い。 6 <input type="checkbox"/> その他()		7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い	
19 電気設備工事 ○ 照明設備工事 その他類似工事	1 <input type="checkbox"/> 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 2 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 3 <input type="checkbox"/> 構造物とのすり付けが良い。 4 <input type="checkbox"/> 製作上の補修痕跡がない。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な取り扱いがしやすい。 6 <input type="checkbox"/> その他()		7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い	
20 維持修繕工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 小構造物等にも細心の注意が払われている。 2 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 3 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすり付けが良い。 4 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 5 <input type="checkbox"/> その他()		6 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い	
21 電気通信工事 ○ 受変電設備工事 その他類似工事	1 <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 2 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が良い。 3 <input type="checkbox"/> 構造物との通り、すり付けが良い。 4 <input type="checkbox"/> 製作上の補修痕跡がない。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な取り扱いがしやすい。 6 <input type="checkbox"/> その他()		7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い	
22 下水道・管工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 通りがよい。 2 <input type="checkbox"/> 目的地、端部の仕上げが良い。 3 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすり付けが良い。 4 <input type="checkbox"/> 埋め戻し、路面復旧の技能がよい。 5 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 6 <input type="checkbox"/> その他()		7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い	

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

考査項目	A	B	C	D
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	工種 23 建築工事 ○ (新築・改修)	1 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 3 <input type="checkbox"/> 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 4 <input type="checkbox"/> 仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等がない。 5 <input type="checkbox"/> 外構を含め全体的な美観が良好である。 6 <input type="checkbox"/> 建築物の通りがよく、形状が適切である。 7 <input type="checkbox"/> 防水の収まりが良好である。 8 <input type="checkbox"/> 建具の取付が良好である。 9 <input type="checkbox"/> 既存部分や関連設備との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 10 <input type="checkbox"/> その他()		11 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
24 建築工事(外構) ○	【舗装工事】 1 <input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 2 <input type="checkbox"/> 構造物の通りがよい。 3 <input type="checkbox"/> 端部処理がよい。 4 <input type="checkbox"/> 雨水の処理がよい。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 6 <input type="checkbox"/> その他() 【植栽工事】 7 <input type="checkbox"/> 樹木の活着状況がよい。 8 <input type="checkbox"/> 支柱の取付がきめ細かく施工されている。 9 <input type="checkbox"/> 支柱の取付が堅固である。 10 <input type="checkbox"/> 植栽帯の全体的な美観がよい。 11 <input type="checkbox"/> その他()			12 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
25 電気設備工事 ○	1 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 2 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。 3 <input type="checkbox"/> 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 4 <input type="checkbox"/> 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 5 <input type="checkbox"/> 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 6 <input type="checkbox"/> その他()			7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
26 機械設備工事 ○	1 <input type="checkbox"/> 端部の仕上げが良く、きめ細やかな施工がなされている。 2 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。 3 <input type="checkbox"/> 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 4 <input type="checkbox"/> 機械設備として高い品質・性能が確保されている。 5 <input type="checkbox"/> 通りがよい。 6 <input type="checkbox"/> 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 7 <input type="checkbox"/> その他()			8 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

審査項目	工種	A	B	C	D
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	27 現場整備工 ○	1 <input type="checkbox"/> 均平度、又は面勾配がよい。 2 <input type="checkbox"/> 土工の仕上げがよい。 3 <input type="checkbox"/> 土工の通りがよい。 4 <input type="checkbox"/> 土工の構造物等へのすりつけがよい。 5 <input type="checkbox"/> 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 6 <input type="checkbox"/> 用・排水路の通りがよい。 7 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りがよい。 8 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 9 <input type="checkbox"/> その他()			10 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	28 農地造成工 ○	1 <input type="checkbox"/> 勾配がよい。 2 <input type="checkbox"/> 土工の仕上げがよい。 3 <input type="checkbox"/> 土工の通りがよい。 4 <input type="checkbox"/> 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 5 <input type="checkbox"/> 雨水処理がよい。 6 <input type="checkbox"/> 排水路の通りがよい。 7 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 8 <input type="checkbox"/> その他()			9 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	29 管水路工 ○	1 <input type="checkbox"/> 管の通りがよい。 2 <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物の肌がよい。 3 <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物の通りがよい。 4 <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 6 <input type="checkbox"/> その他()			7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	30 フィルダム・ため池 ○	1 <input type="checkbox"/> 土工の仕上げがよい。 2 <input type="checkbox"/> 土工の通りがよい。 3 <input type="checkbox"/> 土工の構造物等へのすりつけがよい。 4 <input type="checkbox"/> 吹き付け(養生、コンクリート等)の状態が均一である。 5 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌がよい。 6 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りがよい。 7 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 8 <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 9 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 10 <input type="checkbox"/> 施設の通りがよい。 11 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 12 <input type="checkbox"/> その他()			13 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	31 コンクリート2次製品 ○	1 <input type="checkbox"/> 構造物の通りがよい。 2 <input type="checkbox"/> 材料の連結、かみ合わせがよい。 3 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 4 <input type="checkbox"/> クラックがない。 5 <input type="checkbox"/> 漏水がない。 6 <input type="checkbox"/> 土工の仕上げがよい。 7 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 8 <input type="checkbox"/> その他() 0			9 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い 0

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の○にチェック(●)し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。

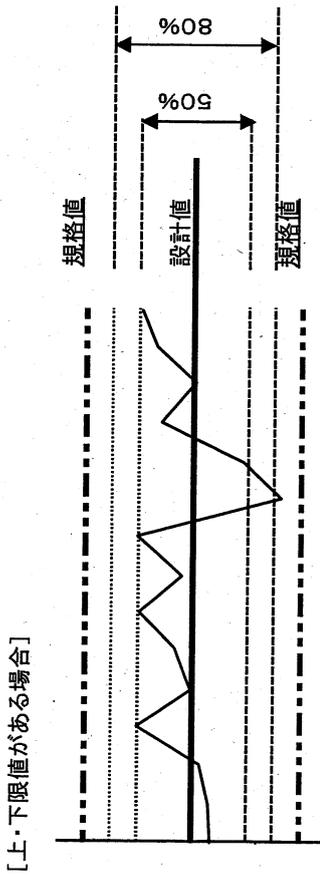
考査項目 出来形及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	A	B	C	D
32 施設機械設備 ○ 用排水ポンプ ・水門 ・除塵設備	1 <input type="checkbox"/> 主設備、関連施設等にきめ細かな施工がなされている。 2 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 3 <input type="checkbox"/> 製作上の補修痕跡がない。 4 <input type="checkbox"/> 全体的な取り扱いがしやすい。 5 <input type="checkbox"/> その他()			6 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
33 水管橋 ○	1 <input type="checkbox"/> 表面に傷、錆、補修箇所がない。 2 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 3 <input type="checkbox"/> 管の通りがよい。 4 <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物の肌が良い。 5 <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物の通りが良い。 6 <input type="checkbox"/> 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 7 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 8 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。 9 <input type="checkbox"/> その他()			10 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
34 魚礁工 ○	1 <input type="checkbox"/> 【コンクリート製】 2 <input type="checkbox"/> 構造物の肌が良い。 3 <input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 4 <input type="checkbox"/> 構造物にクラックがない。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 <input type="checkbox"/> その他() 7 <input type="checkbox"/> 【鋼製】 8 <input type="checkbox"/> 表面に補修箇所がない。 9 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 10 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 11 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 12 <input type="checkbox"/> その他() 13 <input type="checkbox"/> 【FRP製】 14 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 15 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 16 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 17 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすり付けが良い。 18 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 19 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 20 <input type="checkbox"/> その他()			18 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
35 山腹工 ○	1 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 2 <input type="checkbox"/> 材料の連結、かみ合わせがよい。 3 <input type="checkbox"/> 端部処理がよい 4 <input type="checkbox"/> 地山とのすり付けがよい 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 <input type="checkbox"/> その他()			7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
36 補強土壁工 ○	1 <input type="checkbox"/> 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 2 <input type="checkbox"/> 基礎上面の平坦性が良い。 3 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 <input type="checkbox"/> 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 5 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 6 <input type="checkbox"/> その他() 0			7 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い 0

工事成績採点の調査項目運用表

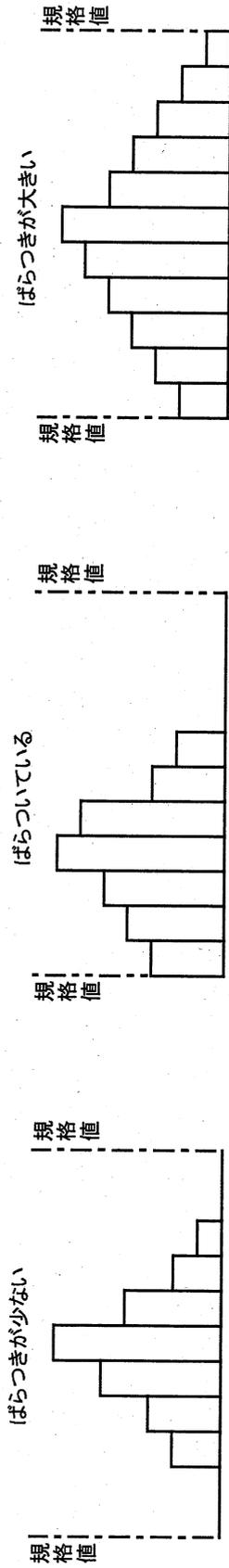
		A		B		C		D		検査員
調査項目 3. 出来形及び 出来ばえ	工種 上記以外の 工事	[評価対象項目]								
Ⅲ. 出来ばえ	37 ○	1	◇	<input type="checkbox"/>	(理由: きめ細かな施工がなされている。)					6 <input type="checkbox"/> 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
		2	◇	<input type="checkbox"/>	(理由: 既存部分や関連設備との調整がなされ良い仕上がり状況である。)					
		3	◇	<input type="checkbox"/>	(理由:)					
		4	◇	<input type="checkbox"/>	(理由:)					
		5	◇	<input type="checkbox"/>	(理由:)					
38 総合評価		<p>※Ⅲ. 出来ばえ(⑮~⑳)の 主な工種(工種欄の○)にチェック(●)した工種(●)において、該当項目としてDがない場合。 <input type="checkbox"/></p> <p>① 主な工種(工種欄の○)にチェック(●)した工種(●)において、評価対象となる項目は◇にチェック(◆)し、その内該当項目は□にチェック(■)する。 <input type="checkbox"/></p> <p>② 該当工種(工種欄の○)にチェック(●)した工種(●)における対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 <input type="checkbox"/></p> <p>③ 評価値(%) = 評価(■)数 / 対象評価項目(◆)数</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が 60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が 60%未満 D</p> <p><評価対象項目が4項目の場合> 該当項目が4項目の場合 A 該当項目が3項目の場合 B 該当項目が2項目の場合 C 該当項目が1項目以下の場合 D</p> <p><評価対象項目が3項目の場合> 該当項目が3項目の場合 A 該当項目が2項目の場合 B 該当項目が1項目の場合 C 該当項目がない場合 D</p> <p><評価対象項目が2項目の場合> 該当項目が2項目の場合 B 該当項目が1項目の場合 C 該当項目がない場合 D</p> <p><評価対象項目が1項目の場合> 該当項目が1項目の場合 C 該当項目がない場合 D</p>								

工事成績採点の審査項目運用表(記入方法及び留意事項)

1. 出来形及び品質のばらつきの方
[管理図の場合]



[度数表または、ヒストグラムの場合]



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主な工種(複合工種の場合、「主な工種」の取扱いとして、全体工事に占める割合が30%程度以上、もしくは、検査員が必要と認めた工種とする)の総評価対象項目に占める評価項目の割合で評価する。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では、「進行性または有害なクラックではなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置をしている」等が見られたら、c 評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、d または e 評価とする。

4. その他

- (1) 「4. 高度技術」、「5. 創意工夫」、「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別表第2

細目別評定点算出表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員(中間・一部完成)	④検査員(中間・一部完成)	④検査員(完成)	細目別評定点
1.施工体制	I.施工体制一般	X0.4+4.0 =					/6.00点
	II.配置技術者	X0.4+4.0 =					/7.20点
2.施工状況	I.施工管理	X0.4+4.0 =		X0.4+6.0 =	X0.4+6.0 =	X0.4+6.0 =	/14.00点
	II.工程管理	X0.4+4.0 =	X0.2+6.0 =				/13.40点
	III.安全対策	X0.4+4.0 =	X0.2+7.0 =				/15.40点
	IV.対外関係	X0.4+2.0 =					/4.00点
3.出来形及び 出来ばえ	I.出来形	X0.4+2.0 =		X0.4+8.0 =	X0.4+8.0 =	X0.4+8.0 =	/15.20点
	II.品質	X0.4+2.0 =		X0.4+10.0 =	X0.4+10.0 =	X0.4+10.0 =	/19.20点
	III.出来ばえ			X0.4+2.0 =	X0.4+2.0 =	X0.4+2.0 =	/4.00点
4.創意工夫	I.創意工夫		X0.2 =				/1.60点
5.高度技術			X1.0 =				/100点
総合評定点							/100点

※中間・一部完成検査があった場合は (①+②+③/2+④/2)=細目別評定点

(中間・一部完成検査が計2回以上の場合は、③を平均し、四捨五入して少数2位止めとする)

※中間・一部完成検査がなかった場合は (①+②+④)=細目別評定点

別記

様式第1号 (1) 環境森林部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

環境森林部長	総括次長	技術次長	森林整備課長	課長補佐	技術管理担当 リーダー	技術管理担当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (完成検査)

発注番号																																							
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目(節)	工事番号																																		
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員																																	
工事名																																							
施工場所				路河港等名																																			
契約業者			代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者																																		
当初 変更後(最新)	設計額(円)		契約額(円)		契約期間																																		
	着工		完成		期間																																		
当初設計概要																																							
変更後(最新)																																							
1					1																																		
2					2																																		
3					3																																		
4					4																																		
5					5																																		
6					6																																		
7					7																																		
8					8																																		
9					9																																		
10					10																																		
実完成 年月日		初 検査 年月日		検査員		立会人																																	
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E	検査員所見																															
	1 施工体制	①施工体制一般								1 工事完成確認 2 口頭又は指示書による手直し事項 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">手直し処置事項</th> </tr> <tr> <th>該当</th> <th>CD</th> <th>事項</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>A1</td> <td>構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A2</td> <td>設計書・仕様書との相違</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A3</td> <td>構造物等の全体的損壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1</td> <td>出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2</td> <td>許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C1</td> <td>特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </tbody> </table>	手直し処置事項				該当	CD	事項	処置		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査		A2	設計書・仕様書との相違		A3	構造物等の全体的損壊		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認		B2	許容値超過が小範囲、少数		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
		手直し処置事項																																					
	該当	CD	事項	処置																																			
		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																																			
		A2	設計書・仕様書との相違																																				
		A3	構造物等の全体的損壊																																				
		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																																			
		B2	許容値超過が小範囲、少数																																				
		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																																			
	②配置技術者																																						
2 施工状況	①施工管理																																						
	②工程管理																																						
	③安全対策																																						
	④対外関係																																						
3 出来形 及び 出来ばえ	①出来形																																						
	②品質																																						
	③出来ばえ						評定点																																
4 創意工夫	①創意工夫						点																																
5 高度技術																																							

別記

様式第1号 (2) 農政水産部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

農政水産部長	総括次長	技術次長	農村計画課長	課長補佐	技術管理担当 リーダー	技術管理担当
農村整備課長	課長補佐	工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (完成検査)

発注番号									
所属コード	所属名	発注年度	償務区分	科目(節)	工事番号				
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員			
工事名									
施工場所			路河港等名						
契約業者			代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者				
当初 変更後(最新)	設計額(円)	契約額(円)		契約 着工	約 完成	工 期 間			
	当初設計概要 変更後(最新)								
実完成 年月日		初 検	検査実施 年月日		検査員	立会人			
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E	検査員所見 1 工事完成確認 2 口頭又は指示書による手直し事項 手直し処置事項 該当 CD 事項 処置 A1 構造物等の品質粗悪 A2 設計書・仕様書との相違 A3 構造物等の全面的損壊 B1 出来形過不足、品質等 B2 許容値超過が小範囲、少数 C1 特に軽易な場合 手直完了後再検査 手直後に工事執行機関の長が確認 手直後に監督員による確認	
	1	施工体制	①施工体制一般						
			②配置技術者						
	2	施工状況	①施工管理						
			②工程管理						
			③安全対策						
			④対外関係						
	3	出来形 及び 出来ばえ	①出来形						
			②品質						
			③出来ばえ						
4	創意工夫	①創意工夫					評定点		
5	高度技術						点		

別記

様式第1号 (3) 県土整備部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

県土整備部長	総括次長	技術次長	技術企画課長	課長補佐	技術基準担当 リーダー	技術基準担当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (完成検査)

発注番号							
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目 (節)	工事番号		
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員	
工事名							
施工場所				路河港等名			
契約業者			代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者		
当初 変更後(最新)	設計額(円)	契約額(円)	契約期間		着工	完成	
	設計概要 当初 変更後(最新)						
1		1					
2		2					
3		3					
4		4					
5		5					
6		6					
7		7					
8		8					
9		9					
10		10					
実完成 年月日		検査実施 年月日		検査員		立会人	
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E
	1 施工体制	①施工体制一般					
		②配置技術者					
	2 施工状況	①施工管理					
		②工程管理					
		③安全対策					
		④対外関係					
	3 出来形 及び 出来ばえ	①出来形					
		②品質					
		③出来ばえ					
4 創意工夫	①創意工夫					評定点	
5 高度技術						点	
検査員所見							
1 工事完成確認							
2 口頭又は指示書による手直し事項							
手直し処置事項							
該当	CD	事項	処置				
	A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査				
	A2	設計書・仕様書との相違					
	A3	構造物等の全体的損傷					
	B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認				
	B2	許容値超過が小範囲、少数					
	C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認				

様式第2号 (1) 環境森林部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

環境森林部長	総括次長	技術次長	森林整備課長	課長補佐	技術管理担当 リーダー	技術管理担当
		工事検査課長	技術検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (中間・一部完成検査)

発注番号								
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目 (節)	工事番号			
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員		
工事名								
施工場所				路河港等名				
契約業者			代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者			
当初 変更後(最新)	設計額 (円)		契約額 (円)		契約工期			
					着工 完成 期間			
設計概要								
当初			変更後(最新)					
1					1			
2					2			
3					3			
4					4			
5					5			
6					6			
7					7			
8					8			
9					9			
10					10			
実完成 年月日		検査実施 年月日			検査員			
		初 検			立会人			
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E	
	1 施工体制	①施工体制一般						
		②配置技術者						
	2 施工状況	①施工管理						
		②工程管理						
		③安全対策						
		④対外関係						
	3 出来形 及び 出来ばえ	①出来形						
		②品質						
		③出来ばえ						評定点
4 創意工夫	①創意工夫						点	
5 高度技術								
検査員所見								
1 工事完成確認								
2 口頭又は指示書による手直し事項								
手直し処置事項								
該当	CD	事項	処置					
	A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査					
	A2	設計書・仕様書との相違						
	A3	構造物等の全面的損壊						
	B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認					
	B2	許容値超過が小範囲、少数						
	C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認					

様式第2号 (2) 農政水産部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

農政水産部長	総括次長	技術次長	農村計画課長	課長補佐	技術管理担当 リーダー	技術管理担当
農村整備課長	課長補佐	工事検査課長	技術検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (中間・一部完成検査)

発注番号									
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目(節)	工事番号				
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員			
工事名									
施工場所				路河港等名					
契約業者			代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者				
当初 変更後(最新)	設計額(円)		契約額(円)		契約工 着工	期 完成 期間			
	設計概要 当初 変更後(最新)								
1		1							
2		2							
3		3							
4		4							
5		5							
6		6							
7		7							
8		8							
9		9							
10		10							
実 完 成 年 月 日		初 検 年 月 日		検 査 員		立 会 人			
評 定	項目	細 別	A	B	C	D	E	検査員所見 1 工事完成確認 2 口頭又は指示書による手直し事項 手直し処置事項 該当 CD 事 項 処 置 A1 構造物等の品質粗悪 A2 設計書・仕様書との相違 A3 構造物等の全面的損壊 B1 出来形過不足、品質等 B2 許容値超過が小範囲、少数 C1 特に軽易な場合 手直完了後再検査 手直後に工事執行機関の長が確認 手直後に監督員による確認	
	1	施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者						
	2	施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係						
	3	出来形 及び 出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ						
	4	創意工夫	①創意工夫						評定点 点
	5	高度技術							点

様式第2号 (3) 県工整備部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

県工整備部長	総括次長	技術次長	技術企画課長	課長補佐	技術基準担当 リーダー	技術基準担当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (中間・一部完成検査)

発注番号																																						
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目(節)	工事番号																																	
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員																																
工事名																																						
施工場所				路河港等名																																		
契約業者			代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者																																	
当初 変更後(最新)	設計額(円)		契約額(円)		契約工期																																	
					着工	完成																																
設計概要																																						
当初			変更後(最新)																																			
1					1																																	
2					2																																	
3					3																																	
4					4																																	
5					5																																	
6					6																																	
7					7																																	
8					8																																	
9					9																																	
10					10																																	
実完成 年月日		初 検査 年月日		検査員		立会人																																
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E	検査員所見																														
	1 施工体制	①施工体制一般								1 工事完成確認 2 口頭又は指示書による手直し事項 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">手直し処置事項</th> </tr> <tr> <th>該当</th> <th>C/D</th> <th>事項</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>A1</td> <td>構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A2</td> <td>設計書・仕様書との相違</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A3</td> <td>構造物等の全面的損壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1</td> <td>出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2</td> <td>許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C1</td> <td>特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </tbody> </table>	手直し処置事項			該当	C/D	事項	処置		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査		A2	設計書・仕様書との相違		A3	構造物等の全面的損壊		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認		B2	許容値超過が小範囲、少数		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
		手直し処置事項																																				
	該当	C/D	事項	処置																																		
		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																																		
		A2	設計書・仕様書との相違																																			
		A3	構造物等の全面的損壊																																			
		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																																		
		B2	許容値超過が小範囲、少数																																			
		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																																		
2 施工状況	②配置技術者																																					
	①施工管理																																					
	②工程管理																																					
	③安全対策																																					
3 出来形 及び 出来ばえ	④対外関係																																					
	①出来形																																					
	②品質																																					
4 創意工夫	③出来ばえ						評定点																															
	①創意工夫						点																															
5 高度技術																																						

様式第3号

執行機関の長	総括次長	技術次長	総務課長	主管課長	担当リーダー	総括監督員

工事成績評定書（総括監督員）

発注番号									
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目(節)	工事番号				
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員			
工事名									
施工場所				路河港等名					
契約業者			代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者				
当初 変更後(最新)	設計額(円)		契約額(円)		契約工期				
					着工	完成 期間			
当初設計概要 変更後(最新)									
1			1						
2			2						
3			3						
4			4						
5			5						
6			6						
7			7						
8			8						
9			9						
10			10						
総括監督員									
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E	総括監督員所見	
	1 施工体制	①施工体制一般							
		②配置技術者							
	2 施工状況	①施工管理							
		②工程管理							
		③安全対策							
		④対外関係							
	3 出来形 及び 出来ばえ	①出来形							
		②品質							
		③出来ばえ							評定点
4 創意工夫	①創意工夫						点		
5 高度技術		+					点		

様式第4号

執行機関の長	総括次長	技術次長	総務課長	主管課長	担当リーダー	主任監督員

工事成績評定書 (主任監督員)

発注番号								
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目 (節)	工事番号			
県事業名		工事の分野		工事の種類	主任監督員	総括監督員		
工事名								
施工場所				路河港等名				
契約業者				代表者名	現場代理人	主任(監理)技術者		
当初 変更後(最新)	設計額 (円)		契約額 (円)		契約 着工	工 完成 期間		
	設計概要 当初 変更後(最新)							
主任監督員								
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E	
	1 施工体制	①施工体制一般						
		②配置技術者						
	2 施工状況	①施工管理						
		②工程管理						
		③安全対策						
		④対外関係						
	3 出来形 及び 出来ばえ	①出来形			✓			
		②品質						
		③出来ばえ						評定点
4 創意工夫	①創意工夫						点	
5 高度技術								

執行機関の長	次長	課長	担当リーダー	担当

工 事 成 績 評 定 表

下記のとおり、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により通知してよろしいか。

記

1 工 事 名	平成 年度 第 号 工事			
2 工 期	着工 完成	平成 平成	年 年	月 月 日 日
3 完 成 年 月 日	平成 年 月 日			
4 完成検査年月日	平成 年 月 日			
5 請負者名称 代表者氏名				
6 主任監督員氏名・評定点				点
7 総括監督員氏名・評定点				点
8 中間検査員氏名・ 評定点（平均点）	(1回)			点
	(2回)			
	(3回)			
	(4回)			
	(5回)			
9 完成検査員氏名・評定点				点
10 高度技術	+			点
11 総合評定点				点 (項目別評定点は別紙のとおり)

(注) 中間検査の回数が6回以上になる場合は、適宜補正して使用する。

様式第6号

文 書 番 号
平成 年 月 日

(請 負 者)
商号又は名称
代表者氏名

殿

(発 注 者)

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例第2条に規定する休日を除く。）以内に、書面（請求年月日、請負者名、工事名及び疑問の内容を記載）により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができます。

疑問に対する説明は書面により回答します。

記

1 工事名	平成 年度 第 号 工 事
2 工 期	着 工 平成 年 月 日 完 成 平成 年 月 日
3 完 成 年 月 日	平成 年 月 日
4 完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日
5 総合評定点 (修正評定点)	点 (項目別評定点は別紙のとおり) (点) 【総合評定点が修正された場合のみ】

別紙

項目別評定点表

工事名

評価項目	細別	評定点/満点
1.施工体制	I.施工体制一般	/6.00点
	II.配置技術者	/7.20点
2.施工状況	I.施工管理	/14.00点
	II.工程管理	/13.40点
	III.安全対策	/15.40点
	IV.対外関係	/4.00点
3.出来形及び 出来ばえ	I.出来形	/15.20点
	II.品質	/19.20点
	III.出来ばえ	/4.00点
4.創意工夫	I.創意工夫	/1.60点
5.高度技術		
総合評定点		/100点

※総合評定点は四捨五入し整数とする。

様式第7号

文 書 番 号
平 成 年 月 日

(請 負 者)

商号又は名称

代表者氏名

殿

(発 注 者)

印

工事成績評定に係る説明書 (回答)

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められた評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名 第 号 工事

2. 疑問に対する回答

宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱

平成16年4月1日
総務部 財政課
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）において、下請契約の適正化及び下請負人の保護並びに適正な施工体制の確立に関する遵守事項その他必要な事項について定めることにより、元請負人と下請負人の関係の適正化等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 元請負人 県工事に係るすべての下請契約における注文者をいう。
- 二 下請負人 県工事に係るすべての下請契約における請負人をいう。

(下請負人の選定)

第3条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 その建設工事の施工に関して建設業法（昭和24年法律第100号）の規定を満たす者であること。
- 二 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。）第10条の規定による入札参加資格停止を受けている者でないこと。
- 三 過去における工事成績が優良であること。
- 四 その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- 五 その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- 六 その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- 七 その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- 八 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- 九 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- 十 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- 十一 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- 十二 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- 十三 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- 十四 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- 十五 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

(下請契約の締結及び履行)

第4条 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。また、当該下請契約の変更についても同様とする。

- 一 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請負人と下請契約を締結すること。

- 二 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
 - 三 下請契約を締結する前に、下請負人に対し、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を具体的に提示するとともに、建設業法第20条に基づき、下請負人が見積を行うために必要な期間を確保すること。
 - 四 請負金額の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行うこと。
 - 五 正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと。
- 2 元請負人は、下請契約（変更後の下請契約を含む。以下同じ。）の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。
 - 二 建設工事を施工するために必要な工程の細目及び作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞くこと。
 - 三 下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
 - 四 前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。
- 3 元請負人及び下請負人は、建設機械又は仮設機材の賃貸等に当たっては、県内業者を積極的に使用するよう努めるものとする。

（請負代金等の支払）

- 第5条 元請負人は、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 請求書提出日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
 - 二 元請負人が県又は注文者から請負代金の支払を受けたときは、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請契約に係る請負代金を支払うこと。
 - 三 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあっては支払額に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
 - 四 手形期間は120日以内で、かつ、できる限り短い期間とすること。
 - 五 元請負人が前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入及び労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うよう適切な配慮をすること。
- 2 元請負人が特定建設業者であるときは、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、下請負人が特定建設業者又は資本金額が4千万円以上の法人である場合を除き、前項各号に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 請負代金の支払は、前条第2項第4号に規定する建設工事の完成の通知を受けた日（以下「完成通知日」という。）から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に行うこと。
 - 二 手形払を利用する場合にあっては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
 - 三 請負代金の全部又は一部の支払が完成通知日から50日を超過して行われたときは、当該超過支払額について、当該超過日数に応じ、年14.6パーセント（閏年にあつては年14.64パーセント）の割合で計算した金額を遅延利息として支払うこと。
- 3 元請負人及び下請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対する代金の支払に当たっては、前2項の規定を適用するものとする。

(適正な施工体制の確立)

第6条 元請負人及び下請負人は、適正な施工体制の確立を図るため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 一括下請負については、いかなる方法をもってするを問わずこれを行わないこと。
- 二 不必要な重層下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、下請負人の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること及び発注者である県の信頼に反するものであること等種々の弊害を有することからこれを行わないこと。

(技術者の適正な配置)

第7条 元請負人及び下請負人は、請負金額が2千5百万円以上（建築一式工事にあつては5千万円以上）の建設工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。

2 県工事を直接請け負った元請負人（以下「直接施工者」という。）は、下請契約の総額が3千万円以上（建築一式工事にあつては4千5百万円以上）となる場合にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。

(建設労働者の雇用条件等の改善)

第8条 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- 一 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- 二 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- 三 賃金は毎月1回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- 四 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- 五 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
- 六 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- 七 災害が発生した場合は、直接の元請負人及び直接施工者に報告すること。
- 八 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- 九 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- 十 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。
- 十一 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- 十二 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- 十三 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、直接施工者は、これに努めること。
- 十四 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等、教育訓練に努めること。

十五 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

十六 建設労働者の募集は適法に行うこと。

十七 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

十八 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

- 2 直接施工者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付及び適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、すべての下請負人が前項各号に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

（発注機関への報告）

第9条 直接施工者は、当初の契約に係る請負金額が1千万円を超える県工事について、県から完成払を受けた日から1月以内に、下請工事に関する状況報告書（別記様式第1号）を発注機関の長に提出するものとする。

- 2 直接施工者は、その直接の下請負人が県外に営業上の本店を置く者である場合は、下請負人選定理由書（別記様式第2号）により、当該下請負人を選定した理由を発注機関の長に報告するものとする。

（県の指導及び助言等）

第10条 発注機関の長は、この要綱の適正な施行を確保するため、直接施工者に対する必要な指導又は助言を行うものとする。

- 2 発注機関の長は、前号に規定するほか、元請負人又は下請負人がこの要綱に定める事項に違反し、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認めるときは、直接施工者に対して、調査又は是正その他必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

（下請苦情相談窓口の設置）

第11条 元請負人と下請負人との間に生じた紛争等の解決を図るため、県土整備部管理課、西臼杵支庁及び各土木事務所に下請苦情相談窓口を置く。

- 2 下請苦情相談窓口の開設時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）とする。

- 3 管理課長は、下請苦情相談窓口で受付けた苦情又は相談に関し、この要綱の目的を達成する範囲内において、発注機関の長に対して指導及び助言を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

下請工事に関する状況報告書

許可番号
主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

当社が受注した県工事について、下記のとおり報告します。

1 元請工事の概要

工事名	
請負金額（最終契約額）	千円
工期（契約工期）	年 月 日 ~ 年 月 日

2-1 下請に出した工事の概要

許可番号	商号	県内・県外の別	施工部分の内容	下請代金 千円	部下請通知書の提出	契約方式(※)
					有・無	
		県内・県外			有・無	
		県内・県外			有・無	
		県内・県外			有・無	
		県内・県外			有・無	
合 計		県内件数	県内			
		県外件数	県外			

※ 契約方式（次から選択し、番号を記入してください）

- 1 基本契約 2 個別契約 3 注文書、請書 4 口頭契約

2-2 下請代金等の処理状況

(1) 元請業者の受入状況

前 払 金		出来形払		完 成 払	
受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日
		受入額	千円		
		受入年月日	年 月 日		
受入額	千円	受入額	千円	受入額	千円
		受入年月日	年 月 日		
		受入額	千円		

(2) 下請業者への支払状況

許可番号	商号	前 払 金			出来形払			完 成 払		
		支払額 千円	うち手形払 千円	期間	支払額 千円	うち手形払 千円	期間	支払額 千円	うち手形払 千円	期間
合 計										

3 建設資材等の状況

資材名	利用先業者名	県内・県外の別	支払額 千円	うち手形払 千円	期間
		県内・県外			
合 計		県内件数	県内		
		県外件数	県外		

- 備考 1 この報告書は、当初契約額が1千万円以上の場合に提出すること。
2 完成払いを受けた日から1か月以内に提出すること。
3 記入欄が不足するときは、欄を適宜追加すること。

(発注機関の長) 殿

請負者 主たる営業所の所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

印

下請負人選定理由書

県外に営業上の本店を置く建設業者を下請負人に選定した理由について、下記のとおり報告します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契約年月日
- 4 工 期 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日
- 5 請 負 代 金 円

6 下請負の内容

工事の種類	
工事の内容	
下請予定額	円

7 選定理由

下請負人の商号又は名称	
主たる営業所の所在地	
建設業許可番号	国土交通大臣 知事許可(一)第 号
資格要綱に基づく等級	土()建()ほ()管()電()
下請負人に選定した理由	

- 備考
- 1 この理由書は、一部下請通知書と併せて提出すること。
 - 2 不要な項目は消すこと。
 - 3 下請負人に選定した理由欄には、他社との相見積の状況、特殊工法に関する施工能力、特殊機械の保有状況等を具体的に記載すること。

土木工事用骨材の規格試験実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、土木工事用骨材の規格試験（以下「試験」という。）が土木構造物の品質を確保するうえで極めて重要であることに鑑み、試験を円滑かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(試験の義務)

第2条 土木工事用骨材が宮崎県土木工事共通仕様書に定められた規格に適合するか確認するため、毎年1回、試験を実施するものとする。

ただし、骨材の採取地の変更又は品質の変化が生じたと認められる場合には、その都度、試験を実施するものとする。

(試験の方法)

第3条 試験は原則として、宮崎県建設技術センター（以下「センター」という。）において行うものとする。

ただし、セメントコンクリート用骨材に係る試験については、宮崎県生コンクリート工業組合共同試験場及び県北生コン協同組合共同試験場（以下「共同試験場」という。）においても、全国生コンクリート工業組合連合会が認定した試験項目に限り行うことができるものとし、道路路盤材のうち下層路盤用骨材（クラッシャーラン、切込砂利、シラス等）に係る試験については、原則として県が指定する民間の試験機関（以下「民間試験機関」という。）において行うものとする。

2 試験に供する試料については、工事執行機関の職員又はその指名する者（以下「立会人」という。）の立会いのもとに採取し、立会人の作成する立会証明書（別記様式）を添付するものとする。

(試験の実施時期及び試験結果の有効期間)

第4条 センターにおいては原則として、地区ごとに試験実施時期を定めて対応するものとし、下表のとおりとする。ただし、第2条ただし書の規定による試験は、随時行うものとする。

地 区	試験実施時期	有効期間
都城土木事務所管内	4月、5月	翌年の6月末日
日向・高岡土木事務所管内	6月、7月	〃 8月末日
西臼杵支庁	8月	〃 9月末日
串間土木事務所管内	9月	〃 10月末日
宮崎・小林土木事務所管内	10月	〃 11月末日
西都土木事務所管内	11月	〃 12月末日
延岡土木事務所管内	1月	〃 2月末日
高鍋・日南土木事務所管内	2月	〃 3月末日

2 共同試験場及び民間試験機関においては、随時試験を行うものとし、試験結果は試験完了の日から起算して1年間有効とする。

(結果の報告)

第5条 センター、共同試験場及び民間試験機関は、試験を終了したときは、速やかに試験結果報告書をもって、試験依頼者、関係工事執行機関の長並びに技術検査課長に報告するものとする。

附 則

1. この要領は、平成10年4月1日から施行する。
2. センターで平成9年度に実施した試験の有効期限については、平成10年3月25日付け279-446による。

下層路盤用骨材に係る試験のできる民間試験機関

(昭和57年4月1日宮崎県土木部制定「土木工事用骨材の規格試験実施要領」第3)

指定番号	指定年月日	指定機関 名称・代表者	指定機関所在地	備 考
県土指第1号	昭和58年4月7日	宮崎県地質調査協同組合 理事長 中村 繁	宮崎市大字本郷北方字平田 2043番地	
県土指第2号	昭和58年4月21日	株式会社都城技建コンサルタント 代表取締役 田上 尚穂	都城市中原町6街区7号	
県土指第3号	昭和58年4月21日	株式会社国土開発コンサルタント 代表取締役 志多 克彦	宮崎市大工3丁目155番地	
県土指第4号	昭和58年4月26日	株式会社阪神コンサルタンツ 南九州支店 支店長 吉岡 成美	延岡市大武町1,420-4	
県土指第5号	昭和58年5月11日	有限会社双葉工務店 取締役社長 難波江 満	延岡市永池町1丁目4の9	

生アス取扱要領

1. 使用できる生アス

県が施工する舗装工事等で使用することができる加熱式レディーミクス
トアスファルトコンクリート（以下「生アス」という。）は、この要領に基
づき県が承認したアスファルトプラント（以下「生アスプラント」という。）
で製造される生アスとする。

2. 生アスプラントの承認

- (1) 生アスプラントの承認を得ようとする者は、生アスプラント承認願
い（様式－1）を、所轄の土木事務所長へ提出するものとする。
- (2) 土木事務所長は、生アスプラント承認願いを受理した時は、意見を付
して土木部長（主管課、技術検査課）へ通達しなければならない。
- (3) 土木部長は、現地調査等を行い、別に定める生アスプラント承認基準
に適合するものについて、承認するものとする。
- (4) 生アスプラント承認を得た者（以下「生アスプラント業者」という。）
は、承認後、承認願いの内容に変更を生じた場合には、速やかに変更の
承認を得なければならない。
- (5) 生アスプラント業者は、土木部長が命じた職員が、生アスプラントに
立ち入って検査、指導等行うことについて意義なく協力するものとする。
- (6) 土木部長は、生アスプラント業者が、次の各号の1に該当する場合に
は、承認を取り消すことができる。
 - ①生アスの規定の品質規格を逸脱して不良製品を供給したとき。
 - ②正当な理由がなく、この要領の規定に違反し、措置を講じないとき。
 - ③承認を得てから1年以内に営業を開始せず又引続き1年以上営業を
休止したとき。
 - ④廃業したと認められるとき。

3. 生アスの配合設計の承認

- (1) 生アスプラント業者は、生アスの標準品の必要とする種類について、その配合設計を作成し、生アス配合設計承認願（様式-2）を建設技術センター所長へ提出し承認を得るものとする。
- (2) 標準品以外の特注品を使用する場合には、その都度、配合設計書を作成して、承認を得るものとする。
- (3) 承認を得た配合に変更が生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。
- (4) 生アス配合設計の承認は、材料、品質、配合等内容に変更のない限り、向う1年間有効とする。
- (5) 生アスプラント業者は、生アスの注文者（使用者）に対して、生アスを供給するときに、生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書（様式-3）を交付しなければならない。

4. 生アスの使用報告

生アスを使用する者（施工業者）は、使用する前に、生アス使用報告書（様式-4）を3-(5)の生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書を添えて、工事発注者へ提出しなければならない。

5. 生アスの種類

生アスの標準品は、次の5種類とする。

種類 項目	アスファルト 安定処理	粗粒度 アスコン	密粒度 アスコン(13)	密粒度 アスコン(20)	密粒度ギャップ アスコン
最大粒径	30m/m	20	13	20	13
標準 アスファルト量	4.0~6.0	4.5~6.0	5.0~7.0	5.0~7.0	4.5~6.0 (固型ゴム分5%入)
アスファルトの 種類	ストレートアスファルト 60~80	〃 60~80	〃 60~80	〃 60~80	ゴム入りアスファルト 60~80
密度(t/m ³)	2.20	2.30	2.30	2.30	2.30

(様式-1) - 2

番 号
平成

殿

宮崎県土木部長

生アスプラント承認書

平成 年 月 日付で提出された生アスプラント承認願いについて、
調査の結果、下記により承認する。

なお、条件及び指導事項については早急に改善されたい。

記

生アスプラント名	
所在地	

(1) 条 件

(2) 指導事項

(様式-2)

平成 年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿

住 所
生アスプラント名
代 表 者 名

生アスの配合設計承認願ひ

当会社において製造される下記の生アスの配合設計は、別添（様式-5）
のとおりでありますので御承認願ひます。

記

1. 標 準 名

(様式-3)

生アス配合報告書

平成 年 月 日

殿

生アスプラント名

配合設計者名

印

工 事 名 称											
位 置											
搬 入 予 定 時 期											
本配合の適用時期											
配合の設計条件											
標準品、特注品の区分	生アスの種類	密度	アスファルト量			最大粒径	アスファルトの種類				
特注品の特筆事項											
使用材料 (配合設計に用いた値)											
ミメ ント	製造会社名		軟 化 点		針 入 度		比 重				
粗 骨 材	呼び名	産 地	表乾比重	見掛比重	吸水量	すりへり減	安定性	石 質			
	号										
細 骨 材	呼び名	産 地	表乾比重	見掛比重	吸水量	安定性	その他				
フィ ラー	産 地		比 重			そ の 他					
配 合 表											
アスファルト 量	密 度	骨材合成粒度 (通過重量百分率)									
		26.5m/m	19	13.2	4.75	2.36	0.6	0.3	0.15	75μm	
%	g/cm ³										

(様式-4)

平成 年 月 日

土木事務所長 殿

請負人住所

氏 名

印

生アス使用報告書

次の工事について下記のとおり使用するのので報告します。

工事番号

工 事 名

路 線 名

箇 所

請 負 金

記

1. 使用する生アスプラント名

2. 生アスの種類

生アスの種類	密 度	アスファルト量	最大粒径	使用数量

3. 添付図書

(1) 生アスの配合設計承認書 (写)

(2) 生アス配合報告書

アスファルト配合設計

混合物種類

報告年月日 平成 年 月 日

会 社 名

(別紙-1)

生アスプラント調査表

工事所在地	
会社名	_____
工事名	_____
設置場所	_____
工事責任者名	_____
人員構成	(別紙に役職、氏名を入れ系統図を作成のこと)

生アスプラント

敷地面積				m ²
能力	/パッチ	kg	/時間	t/H
設置年月日	_____			
常設仮設の別	_____			
生アスプラント製造会社名	_____			
生アスプラントの製造年月日	_____			
形式	_____			
種類	全自動	半自動	手動	

1. 次の生アスプラント運転に関して公に認定されている常駐の技術者の氏名を記せ
(免許の写し要)

公害防止管理者（種類も要） _____

危険物取扱責任者 _____

電気主任技術者 _____

(業務を委託している場合は会社名)

乾燥設備作業主任 _____

特殊運転免許者 _____

2. 材料の品質、規格と貯蔵

各材料の成分、品質の試験表を提出すること。

(1) アスファルト

貯蔵方法 _____

加熱保温方法 _____

(2) 骨材

貯蔵方法 _____

雨覆の方法 _____

貯蔵量 _____ t _____ 基

(3) 石粉

貯蔵方法 _____

貯蔵量 _____ t _____ 基

(4) 燃料タンク

使用燃料の種類 _____

貯蔵方法 _____

貯蔵量 _____ t _____ 基

油漏対策 _____

(5) 使用材料の産地及び会社名を記せ

3. 生アスプラントの機構及び設備

(1) 骨材供給引出設備 (コールドフィーダ)

コールドビン数 _____ 基

コールドビンへの骨材供給方法 _____ 種類 _____ 台数

フィーダ型式、能力、制御方法 _____

コールドフィーダの流出量の点検を行った成績表及びキャリブレーションを行った関係図を提出のこと。

(2) 骨材乾燥設備

コールドエレベーター型式、能力(t/hr) _____

バーナー型式、能力(t/hr) _____

自動調整の有無 _____

(3) 集じん設備 (ダストコレクター) と回収ダスト処理設備

集じん装置名 _____ 一次 _____ 二次 _____

回収ダストの処理方法 _____

回収ダストを合材に使用する場合の計量方法 _____

汚水処理方法 _____

沈殿地の容積 _____

(4) ふるい分け設置 (ホットスクリーン)

フィル型式、能力(t/hr)

オーバーサイズのフローパイプの有無

(5) ホットビンおよび計量設備

ホットビン

NO	粒 度	容 量	ビン内残量検知有無	オーバーフローパイプ

加熱骨材採取設置の有無 _____

計量器の型式 _____

計量器の精度 _____

材 料	最大目盛	最小目盛	計量方法	落差補正の有無
骨 材				
石 粒				
アスファルト				

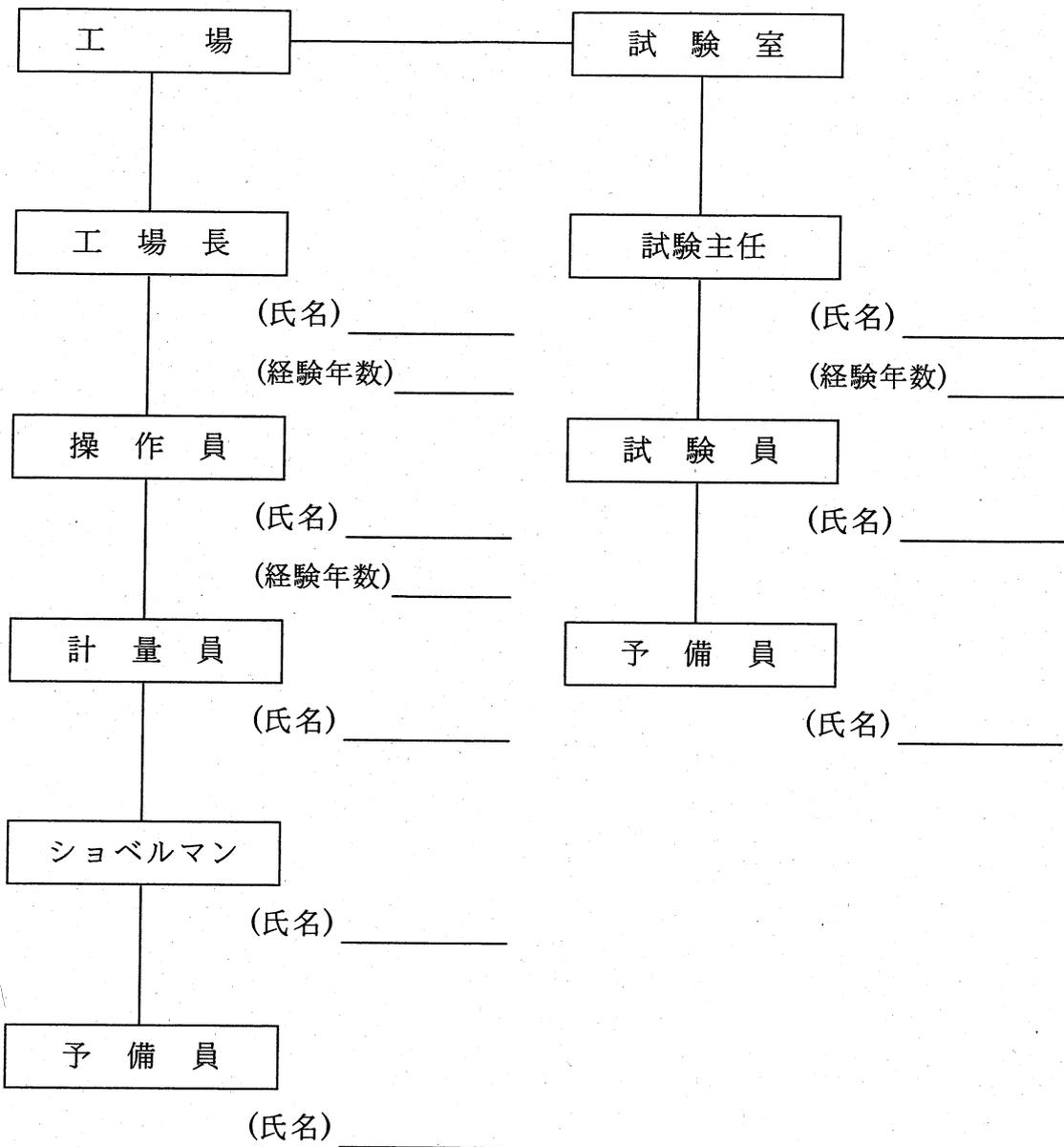
計量記録計の有無

計量器の定期点検の検定書を提出のこと

(6) 混合設備

ミキサー製造会社 _____ 型式 _____ 能力 _____

6. 次の職種の氏名および経験年数を記入せよ。



(別 紙)

試験器具名、試験項目、頻度調べ

試験器具名	数 量	試 験 項 目	頻 度

建設工事における建設副産物の適正処理の確保
及び再生資源の利用の促進に関する基本方針

平成12年4月3日
宮崎県土木部

第1 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき、資源の有効利用の確保及び廃棄物の発生の抑制並びに環境の保全に資するため、宮崎県土木部が所管する建設工事（以下「工事」という。）において、「宮崎県建設リサイクル推進計画」の各種施策を強力に推進していく。

第2 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること
- (2) 発生した建設副産物については、再利用に努めること
- (3) 再利用できないものについては、関係法令を遵守し適正な処理を行うこと

第3 リサイクル原則化ルール

建設副産物の再利用を促進するため、以下の運用を経済性にかかわらず実施するものとする。

- (1) 建設副産物の工事現場からの搬出
工事現場から次の範囲内に再資源化施設または他の建設工事がある場合は、当該施設等へ搬出する。
 - ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材
40kmの範囲内の再資源化施設
 - ② 建設発生土
50kmの範囲内の他の建設工事
- (2) 再生資材等の利用
工事目的に要求される品質等を考慮した上で、工事現場から次の範囲内に再資源化施設及び建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合には、再生資材及び建設発生土を利用する。

① 再生骨材等

40 kmの範囲内の再資源化施設

② 再生加熱アスファルト混合物

40 km及び運搬時間1.5時間の範囲内の再資源化施設

③ 建設発生土

50 kmの範囲内の他の建設工事

(注) 「経済性にかかわらず実施」とは、「建設副産物を最終処分場等に搬出する」場合よりも、コストが割高になる場合であっても「再資源化施設等に搬出する」こと、または「建設資材として新材を使用する」場合よりもコストが割高になる場合であっても、「再生資材等を使用する」ことをいう。

第4 実施要領等

この基本方針に従い、次の各号に掲げる実施要領等(以下「実施要領等」という。)を別に定める。

- (1) 建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領
- (2) 再生資源の利用基準
- (3) 再生資材の規格試験実施要領

第5 用語の定義

この基本方針及び実施要領等において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。

(2) 建設廃棄物

建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、廃棄物処理法という。)に規定する廃棄物に該当するものをいう。

(3) 建設発生土

建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

(4) 再生資源

建設副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することのできるものまたはその可能性のあるもの(放射性物質及びこれに汚染されたものを

除く)をいう。

(5)再資源化施設

建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。

(6)再生資材

再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材をいう。

(7)再生骨材

コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材又は当該骨材に補足材料(骨材の品質を改善するために加える砕石、砂等をいう)を加え、混合したものをいう。

(8)再生加熱アスファルト混合物

アスファルト・コンクリート再生骨材に、必要に応じて再生用添加剤、新アスファルトや補足材を加えて製造した加熱アスファルト混合物をいい、道路舗装の表層・基層に用いる混合物のことをいう。

(9)産業廃棄物処理業者

産業廃棄物収集運搬業の許可を受けて産業廃棄物の収集運搬を行う者及び産業廃棄物処分量の許可を受けて産業廃棄物の処分を行う者をいう。

(10)中間処理施設

廃棄物を原材料として利用するための破砕や、減量化のための焼却等を行う施設。

(11)最終処分場

廃棄物を埋立処分する処分場のことをいう。処分量可能な廃棄物の種類により、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の3種類がある。

(12)安定型最終処分場

安定型産業廃棄物(建設廃材、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等)を埋立処分できる施設。

(13)管理型最終処分場

遮断型及び安定型以外の産業廃棄物を埋立処分できる施設。建設汚泥、木くず、紙くず、無害な燃えがら、ばいじん等が対象となる。

(14)遮断型最終処分場

遮断型産業廃棄物(有害な産業廃棄物)を埋立処分できる施設。

建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領

平成12年4月3日
宮崎県土木部

第1 総 則

1 目 的

建設リサイクルの推進に関しては、宮崎県建設リサイクル推進計画に基づき各種施策の具体的実施を図ることとしているが、リサイクル率の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階において公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本実施要領において、宮崎県土木部が所管する建設事業における計画から設計、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項について定めるものとする。

2 適用基準等

- (1) 建設副産物適正処理推進要綱 (建設省)
- (2) 建設廃棄物処理指針 (監修：厚生省)
- (3) 建設発生土利用技術マニュアル (監修：建設省)
- (4) プラント再生舗装技術指針 (日本道路協会)
- (5) 土木工事標準仕様書 (宮崎県土木部)

3 条件明示

採用する工法・資材、発生する建設副産物の処理方法・処分先・受け入れ条件、使用する再生資材の規格・使用箇所等について、設計図書（特記仕様書を含む。）に明示し契約事項とするものとする。

第2 リサイクル計画書等の取りまとめ

工事の発注者はリサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

1 リサイクル計画書

(1) 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

(2) 作成時期及び作成者

- ①設計業務（概略設計、予備設計、詳細設計）の実施時点（別添1、別添2）

業務成果として、設計者（設計業務の受注者）が作成する。

（設計業務の発注者は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

- ②設計図書案の作成時点（積算段階）（別添3）

当該工事の積算担当者が作成する。

2 リサイクル阻害要因説明書（別添4）

(1) 目的

建設副産物のリサイクル率が目標値*に達しない場合にその原因等を把握する。

(2) 作成時期及び作成者

- ・設計図書案の作成時点
- ・積算担当者が作成する。
- ・工事実施時のリサイクル率が積算段階と比較して下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

※目標値：宮崎県建設リサイクル推進計画（平成12年3月）の目標値

3 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）
（様式1、様式2）

(1) 目的

建設資材を搬入または建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

- 〔建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画書（実施書）〕
- 〔建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画書（実施書）〕

(2) 作成対象工事

建設資材を搬入または建設副産物を搬出するすべての建設工事

(2) 作成時期及び作成者

- ・工事の着手時及び完成時
- ・直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成する。
〔工事の発注者は元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）を施工計画書に含めて提出させるものとする。〕

4 リサイクル計画書等のチェック

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制、減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。

(2) 設計図書案の作成時点

- ・各発注機関の長は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルール of 徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当者に対し、改善を指示することができる。

(3) 工事完了時点

- ・監督員は、請負業者から提出される再生資源利用〔促進〕計画の実施報告（再生資源利用〔促進〕実施書）をチェックし、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システム」に入力後、技術検査課にFDを提出する。

第3 建設廃棄物ごとの留意事項

1 発生の抑制

建設廃棄物の発生抑制を推進するためには、発注者が計画・設計段階で取

り組むことが、まず第一に重要である。

また、施工に当たっては、発注者及び施工者がそれぞれ、発生抑制に資する工法等を検討するとともに、発生した廃棄物の現場内再利用等の可能性を検討することが望ましい。

2 再利用及び適正処理

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

基本方針

資源の有効利用の観点から、より付加価値の高い建設資材として利用するため、再資源化施設に搬出し再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等として再資源化することを原則とする。

- ① 工事現場から40km（運搬距離）の範囲内に再資源化施設がある場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な再資源化施設に搬出する。
- ② ①以外で同一現場内及び排出事業者（元請業者）が同じ他工事での利用が可能な場合は、移動式破砕機等により再資源化した後、裏込め材、基礎材等として利用する。
〔排出事業者が異なる他工事で利用する場合は、利用工事の請負者は、あらかじめ知事（宮崎市においては市長）から再生利用制度の個別指定を受ける必要がある。〕
- ③ ①②以外の場合は、運搬費＋処分費が最も経済的な再資源化施設または最終処分場に搬出する。

(2) 建設発生木材

基本方針

破砕処理を行う再資源化施設に搬出し、チップ化、肥料化等の再資源化を行うことを原則とする。

ただし、防蟻剤等の有害物質が残留しているものについては、中間処理施設において焼却処理を行い減量化を行う。

- ① 工事現場から40km（運搬距離）の範囲内に破砕処理を行う施設がある場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な破砕処理施設に搬出する。
- ② ①以外の場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な破砕処理施設または焼却処理施設に搬出する。

(3) 建設汚泥

基本方針

現場内においてセメント・石灰等の固化材による安定処理を行い、有償売却可能な改良土とした後、土質材料として盛土等に再利用することを原則とする。

- ① 「建設汚泥の再利用に係る指針」（平成11年12月6日 環境対策推進課）に基づき、公共事業における土質材料として再利用する。

排出事業者が異なる他工事で利用する場合は、利用工事の請負者は、あらかじめ知事（宮崎市においては市長）から再生利用制度の個別指定を受ける必要がある。

- ② ①以外の場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な管理型最終処分場に搬出する。

（４）建設混合廃棄物

基本方針

現場内での分別を徹底的に行い、再生資源化が可能なものについては再資源化施設での処理を行うことによって、再利用を促進する。

建設混合廃棄物は、主に建築物の解体工事や新築工事に伴い、建設発生木材、廃プラスチック、金属くず、紙くず等が混合し、排出されるものである。

その処理については、現場での分別を行うことにより再資源化を図るとともに、廃棄物の種類に応じた適正な埋立処分を行うことが必要である。

（５）その他の廃棄物

① 廃石膏ボード等

石膏ボードは、石膏と紙との複合製品であるため、紙と分離された石膏については安定型最終処分場で処分することができるが、紙を分離できない場合は、安定型最終処分場に埋立処分することはできない。

そのため、解体工事の際には、分別解体し管理型最終処分場で処分される廃棄物の減量化及び再資源化に努める必要がある。

② 特別管理産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物）、PCB含有廃棄物等の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、特に厳しい基準により適正に処理を行うことが必要である。

③ 特殊な廃棄物

木材の防腐及び防蟻のため、CCA（クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤）を注入したCCA処理木材は、適切な設備を有する産業廃棄物焼却施設で焼却または管理型処分場で埋立処分する。

ガスボンベや塗料等の付着したペンキ缶などのように、廃棄に当たって処理が困難なものについては、メーカーや専門の処理業者に委託を行い適正に処理する必要がある。

その他の特殊な廃棄物を処理する場合は、主管課あるいは技術検査課と協議を行うこと。

3 留意事項

（１）搬出先とする産業廃棄物処理施設

廃棄物処理法第14条に基づき、知事（宮崎市においては市長）から処理業の許可、又は廃棄物処理法第15条に基づき知事（宮崎市においては市長）から設置許可を受けている者の所有する施設とする。

なお、産業廃棄物処理施設とは、再資源化施設及び最終処分場をいう。

(2) 産業廃棄物処理施設の変更

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により当初指定した産業廃棄物処理施設に受け入れられない場合は、請負者と監督員が協議し適切に処理するものとする。

(3) 請負者の所有する産業廃棄物処理施設での処理

建設工事発注後、請負者から自社の所有する産業廃棄物処理施設での処分の申し入れがあった場合は次によるものとする。

① 当該産業廃棄物処理施設が最終処分場であり、工事現場から40km（運搬距離）の範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として施設の変更は認めない。

② ①以外の場合であって、当該請負業者が関係法令等に基づき知事（宮崎市においては市長）から処分業または産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、施設を変更することができる。

(4) 委託処理における産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行

請負業者が建設廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者または産業廃棄物処分業者に委託する場合は、運搬車両ごとにマニフェストを発行するよう義務付けること。（特記仕様書に明示）

(4) 工事中の確認

監督員は、工事中、建設廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払い、発生量が多い場合や請負者が所有する許可対象外の産業廃棄物処理施設で処分する場合は、処理場所に立会い、確認状況を写真に収めるものとする。

(5) 工事完了後の確認

監督員は、工事が完了したときは、再生資源利用〔促進〕実施書、マニフェスト伝票のA票・B2票・D票の写し及び積込・運搬・搬入・処理状況の判る写真（運搬車の車両番号が確認できること）等を請負者に提出させ、建設廃棄物の処理数量及び処理状況について確認するとともに、工事現場に建設廃棄物が放置されていないか確認するものとする。

第4 建設発生土の留意事項

1 発生の抑制

可能な限り切土、盛土の土工量のバランスのとれた計画を行うことを基本とし、現場内での利用の促進や発生量を削減できる適切な工法の採用により搬出量の抑制に務める。

例えば、掘削土を現場で改良し、埋戻し材や盛土材として使用すること等は発生の抑制につながる。

2 建設発生土情報システムの活用

建設発生土の情報の収集・交換により、迅速で的確なリサイクルを行うため、各土木事務所等に設置した「建設発生土情報システム」を有効に活用する。

3 再利用及び適正処理

(1) 他の建設現場の建設発生土を利用する場合

- ・工事現場から50km（運搬距離）の範囲内に、建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合は、受入時期及び土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用する。
- ・実施に当たっては、品質等が適正なものであるか十分注意を払うものとする。なお、適正な品質が確保されておらず、購入土を使用せざるを得ない場合は、設計変更により対応するものとする。

(2) 現場外へ搬出する場合

- ・工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として50km（運搬距離）の範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。
- ・受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、他の受入地に搬出すること。その際には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打ち合わせを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講ずること。

(3) 運搬費の計上

- ・再利用先までの運搬費は、発生工事及び利用工事間において協議し、運搬することとなった側が直接工事費に計上する。

4 建設発生土受入れ型工事の施工

同一工事内の切盛土量の均衡を図るだけでなく、地域及び地形等を考慮のうえ、盛土及び築山等が可能な場合は、他の公共工事からの建設発生土を積極的に受け入れるよう努めること。

5 スtockヤードの利用

建設発生土の利用時期の調整を行い、利用促進を図るため、建設発生土を保管する場所（Stockヤード）の確保に努め利用を図るものとする。

附 則

この要領は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)

1. 事業(工事)概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥)×100	備考
建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	
取りこわし建物	件						

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書 (詳細設計)

1. 設計概要

発注機関名	
委託場所	
履行場	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 再生材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合には記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑩×100)	備考
第1種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
第2種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
第3種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
第4種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
泥土(浚渫土)	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
合計	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- ①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)
- ⑤泥土(浚渫土) …浚渫土のうちコーン指数が概ね200kN/m²以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リ サ イ ク ル 計 画 書 (積算段階)

1. 事業(工事)概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期(予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用量	③ 再生材利用量	④ 新材利用量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土砂	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用量 (減量化量)	⑧ 他工事への搬出量	⑨ 再資源化施設への搬出量	⑩ ストックヤードへの搬出量	⑪ 現場内利用率 ⑦/⑥×100	⑫ 有効利用率 (⑦+⑧+⑨)/⑥×100	備考
建設発生土 第1種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 第2種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 第3種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 第4種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 泥土(浚渫土)	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

①第1種建設発生土:砂、礫質土及びこれらに準ずるもの。
 ②第2種建設発生土:砂質土、施工の根材及び剪定材を含む。
 ③第3種建設発生土:通常伐除根材、他工事の搬出量に再使用するもの。
 ※建設汚泥・建設発生土には、民間工事や、民間工事も含む。
 ※「⑩ストックヤード」には、他機関の公共工事や、民間工事も含む。
 ※「他工事」には、他機関の公共工事や、民間工事も含む。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。
 ⑤泥土(浚渫土) …浚渫土のうちコーン指数が概ね200kN/m²以下のもの。
 ※建設発生土の搬出量は、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。
 ※「⑩ストックヤード」には、現場内での減量化量のみ記入する。

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工 事 名	
工 事 概 要	

I 建設資材利用計画

[]内;目標値、()内;達成値	土 砂 { % }	砕 石 { % }	アスファルト混合物 { % }
再生資源利用率の目標値(100%)を達成できない理由			
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

[]

II 建設副産物搬出計画・実績

1 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[]内;目標値、()内;達成値	建設発生土 { % }	コンクリート塊 { % }	アスファルト・コンクリート塊 { % }
有効利用率の目標値を達成できない理由			
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

[]

2 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[]内;目標値、()内;達成値	建設汚泥 { % }	建設発生木材 { % }	建設混合廃棄物 { % }
有効利用率の目標値を達成できない理由			
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

[]

注) それぞれの品目で再生資源利用率及び有効利用率がそれぞれの目標値に達しない場合は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。
理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

再生資源の利用基準

平成12年4月3日
宮崎県土木部

第1条 趣旨

この基準は、建設工事の施工に伴って発生する再生資源の利用の確保を図るため、建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針第3の規定に基づき、宮崎県土木部が所管する建設工事における再生資源の利用に関する基準を定めるものとする。

第2条 再生資材の利用

- 1 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を再生資材として利用する場合は、それぞれ表1及び表2の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。
- 2 その他の再生資材の利用については、技術検査課及び事業主管課と協議するものとする。

表1 コンクリート塊の主な利用用途

再生資材	主な利用用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生切込砕石	土木構造物の裏込材及び小構造物の基礎材

表2 アスファルト・コンクリート塊の主な利用用途

再生資材	主な利用用途
再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料（ただし、ギャップ舗装、排水性舗装等の特殊な機能や構造をもつ舗装には使用しない。）
再生切込砕石	土木構造物の裏込材及び小構造物の基礎材

- 備考 1 「その他舗装」とは、歩道及び駐車場等の舗装並びに建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。
- 3 小構造物とは、直高1.0m程度までの擁壁、側溝、ブロック積擁壁等をいう。

第3条 再生資材の品質規格

1 再生クラッシャーラン

- (1) 道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料、土木構造物の裏込材及び基礎材、建築物の基礎材として利用する再生クラッシャーランは、発生段階で分別・破碎されたコンクリート塊から製造した再生骨材とし、アスファルトコンクリート再生骨材及びごみ、どろ、木片、金属片等の有害物を含んでいてはならない。
- (2) 再生クラッシャーランの粒度範囲及び品質は表3及び表4に掲げる規格を満足するものとする。

表3 再生クラッシャーランの粒度範囲

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)							
	53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36
粒度範囲 (mm)								
(RC-40) 40~0	100	95~ 100	—	—	50~ 80	—	15~ 40	5~ 25
(RC-30) 30~0		100	95~ 100	—	55~ 85	—	15~ 45	5~ 30

注) 再生クラッシャーランの粒度は、モルタル粒等を含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表4 再生クラッシャーランの品質

項目 適用	修正CBR %	PI 塑性指数	すりへり減量 % 注1)
簡易舗装	10以上	9以下	50以下
アスファルト舗装	20以上	6以下	
セメントコンクリート舗装	20以上	6以下	

注1) 試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験〔粒度は道路用碎石S-13(13~5mm)のもの〕とする。

注2) セメントコンクリート舗装に再生クラッシャーランを用いる場合、試験路盤により支持力が確認できるときや過去の実例で経験的に耐久性が確認されているときは、425 μ mふるい通過分のPIを10以下としてもよい。この場合で、425 μ mふるい通過量が10%以下の材料では、PIが15のものまで用いることができる。

2 再生切込砕石

- (1) 土木構造物の裏込材及び小構造物の基礎材として利用する再生切込砕石は、コンクリート塊またはアスファルト・コンクリート塊から製造した再生骨材とし、ごみ、どろ、木片、金属片等の有害物を含んでいてはならない。
- (2) 再生切込砕石の粒度範囲及び品質は表5及び表6に掲げる規格を満足するものとする。

表5 再生切込砕石の粒度範囲

ふるい呼びの寸法	ふるいを通るものの質量百分率 (%)							
	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm
	100	95~			50~		15~	5~
		100	—	—	80	—	40	25

注) 再生切込砕石の粒度は、モルタル粒等を含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表 6 再生切込碎石の品質

塑性指数 P I (425 μmふるい通過分)	10以下
----------------------------	------

3 再生加熱アスファルト混合物

- (1) 道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料として利用する再生加熱アスファルト混合物における再生アスファルトコンクリート再生骨材は、発生段階で分別・破碎されたアスファルト・コンクリート塊から製造した再生骨材とし、ごみ、どろ、木片、金属片等の有害物質を含んではならない。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物における再生骨材配合率は30%以下とする。
- (3) アスファルトコンクリート再生骨材の品質は表7に掲げる規格を満足するものとする。

表 7 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目	旧アスファルト含有率 (%)	旧アスファルトの針入度 25℃ (1/10mm)	洗い試験で失われる量 (%)
規 格 値	3.8以上	20以上	5以下

第 4 条 構造設計

アスファルト舗装構造設計に用いる再生資材の等値換算係数は、第8条第1項第3号に準ずるものとする。

第 5 条 施 工

再生資材の施工方法は、第8条第1項第1号及び第3号によるものとする。

第 6 条 品質管理

再生資材の品質管理は、第8条第1項第1号及び第3号による。

第7条 建設発生土の利用

- 1 建設発生土を利用する場合は、表8の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。
- 2 用途別の品質については別途考慮のするものとする。

表8 建設発生土利用基準

区 分	用 途
第1種建設発生土 砂、れき及びこれらに準ずるものをいう。	工作物の埋戻材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 砂質土、れき質土及びこれらに準ずるものをいう。	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く。)をいう。	水面埋立て用材料

注) 「これ(ら)に準ずるもの」とは、土質改良を行うことにより建設発生土の性質が変化した土を指す。また、ロームやシルトは第3種又は第4種の「これに準ずるもの」に該当する。

第8条 その他

1 この基準に規定していない事項は、次の各号による。

- (1) 土木工事共通仕様書 (宮崎県土木部)
- (2) アスファルト舗装要綱 (社団法人 日本道路協会)
- (3) プラント再生舗装技術指針 (//)

2 この基準により難しい場合は、技術検査課及び事業主管課と協議するものとする。

附則

この基準は、平成5年7月15日から施行する。

附則

この基準は、平成7年11月1日から施行する。

附則

この基準は、平成10年1月5日から施行する。

附則

この基準は、平成12年4月3日から施行する。

再生資材の規格試験実施要領

平成12年4月3日

宮崎県土木部

(趣旨)

第1条 この要領は、再生資材の品質の確保を図るため、建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針第3の規定に基づき、宮崎県土木部が所管する建設工事に使用する再生骨材の規格試験（以下、「試験」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の実施)

第2条 再生骨材が別途定める再生資源の利用基準第3条に規定する品質規格を満足することを確認するため、再生骨材を納入しようとする者からの依頼に基づき、原則として年2回試験を実施するものとする。

2 前項に規定する試験の結果は、原則として試験の日から起算して6カ月間有効とする。ただし、品質の変化が生じたと認められる場合には、その都度、試験を実施するものとする。

(試験の方法)

第3条 試験は、原則として宮崎県建設技術センター又は土木工事用骨材の規格試験実施要領（昭和57年4月1日宮崎県土木部定め）第3の規定に基づき県が指定した民間の試験機関（以下「民間試験機関」という。）において実施するものとする。

- 2 所轄の土木事務所（西臼杵支庁管内にあっては、西臼杵支庁、以下、「土木事務所等」という。）の職員（以下、「立会人」という。）は、試験依頼者の行う試料採取に立会い、立会証明書（別記様式）を交付するものとする。
- 3 宮崎県建設技術センター所長又は民間試験機関の長は、前条に規定する試験を行うに当たって、試料が立会人の立会いのもとに採取されたことを確認するため、試験依頼者に前項の立会証明書の提出を求めるものとする。

（試験の実施時期）

第4条 試験の実施時期は、原則として下表のとおりとする。

再生クラッシャーラン

試験機関	試験実施時期
宮崎県建設技術センター	随 時

再生切込砕石

試験機関	試験実施時期
宮崎県建設技術センター	随 時
民間試験機関	随 時

注1) 粒度試験は年2回（6カ月間有効）行うが、それ以外の試験（修正CBR、PI、すりへり減量）の試験は年1回（12カ月間）とする。

注2) 粒度試験の際には、試験前の半年間の自主管理資料（ふるい分け試験による品質管理表、試験状況写真--それぞれ1回/月以上）を提出する。各試験機関は自主管理資料が規格を満足している事を、確認したのち試験を行う。

(試験結果の報告)

第5条 宮崎県建設技術センター所長又は民間試験機関の長は、試験を終了したときは、速やかに試験結果報告書を、試験依頼者及び土木事務所等の長並びに技術検査課長に送付するものとする。

附則

この要領は、平成5年7月15日から施行する。

附則

この要領は、平成7年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年1月5日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

別記様式(第3条関係)

立会証明書

会社名			
試料採取場所 (採取状況)			
採取年月日	平成 年 月 日	天候	
試料の種類			

この試料については、上記のとおり立会いのうえ採取したことを証明します。

平成 年 月 日

立会人 所 属

氏 名

